

令和7年第1回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和7年3月27日 午前10時00分 開会
午後 4時51分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	欠 員
7番	吉村 始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井 覚	14番	藤井本 浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿本剛也	企 画 部 長	高垣倫浩
総 務 部 長	林本裕明	財 務 部 長	米田匡勝
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教 育 部 長	勝眞由美
上下水道部長	井邑陽一		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	板橋行則	書 記	神橋秀幸
書 記	岸田聖士	書 記	西邨 さくら

6. 会議録署名議員 4番 坂本剛司 5番 杉本訓規

7. 議事日程

日程第1 議第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例を制定することについて

日程第2 議第4号 葛城市議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正するこ

とについて

- 日程第3 議第5号 葛城市総合計画審議会条例の全部を改正することについて
- 日程第4 議第6号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第7号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第8号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第9号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第10号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第11号 葛城市実費弁償条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第12号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第13号 葛城市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第14号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第15号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第16号 葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第17号 葛城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第25号 葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第26号 葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第28号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議第29号 葛城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第20 議第3号 葛城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて
- 日程第21 議第18号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第22 議第19号 葛城市公民館条例の一部を改正することについて
- 日程第23 議第20号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正することについて

- 日程第24 議第21号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第25 議第22号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第26 議第23号 葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第27 議第24号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第28 議第27号 葛城市下水道条例の一部を改正することについて
- 日程第29 議第30号 令和6年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決について
- 日程第30 議第31号 令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第31 議第32号 令和6年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第32 議第33号 令和6年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第33 議第34号 令和6年度葛城市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第34 議第35号 令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第35 議第36号 令和7年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第36 発議第1号 議第36号 令和7年度葛城市一般会計予算に対する附帯決議
- 日程第37 議第37号 令和7年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第38 議第38号 令和7年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第39 議第39号 令和7年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第40 議第40号 令和7年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第41 議第41号 令和7年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第42 議第42号 令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第43 議第43号 令和7年度葛城市水道事業会計予算の議決について
- 日程第44 議第44号 令和7年度葛城市下水道事業会計予算の議決について
- 日程第45 発議第2号 学校給食費の無償化を国に求める意見書
- 日程第46 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前１０時００分

奥本議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより令和７年第１回葛城市議会定例会第４日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

ここで報告事項を申し上げます。

総務建設常任委員会から、議第５号、議第14号及び議第15号に対する修正案が議長宛てに提出がございました。また、予算特別委員会から、議第36号、令和７年度葛城市一般会計予算に対する附帯決議案の提出がございましたので、各常任委員会における附帯議案以外の調査案件と併せて、それらの取扱いについて、３月26日に議会運営委員会を開催いただき、ご協議いただいております。その結果について、議会運営委員長よりご報告願います。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきまして、また、総務建設常任委員会において、議第５号、議第14号及び議第15号が修正可決されることに伴い、委員会提出議案として修正案が提出されたこと及び予算特別委員会におきまして、議第36号、令和７年度葛城市一般会計予算に対する附帯決議案が可決され、発議第１号として提出されたことを受けまして、去る３月26日、議会運営委員会を開催し、それらの取扱いについて慎重に協議しておりますので、その内容についてご報告いたします。

まず各常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきましては、総務建設常任委員会から、葛城インターチェンジエリアのまちづくりに関する事項、耕作放棄地に関する事項、その他総務建設常任委員会の所管に属する事項の３項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申入れがあり、また厚生文教常任委員会からは、就学前児童の保育と教育に関する事項、部活動の地域展開に関する事項、葛城市社会福祉協議会に関する事項、こども・若者サポートセンターに属する事項、その他厚生文教常任委員会の所管に属する事項の５項目を常任委員会の調査事項として審査を行いたい旨の申出がありましたので、それぞれ付託議案以外の所管事項の調査として審査を願うことに決定いたしました。

なお、これらの調査案件については、閉会中も継続して審査を要するとして、各常任委員長より議長に対する閉会中の継続審査の申出がなされております。

次に、議第５号、議第14号及び議第15号の修正案につきましては、会期中に総務建設常任委員会に付託された他の議案とともに一括上程し、議第５号、議第14号及び議第15号の修正を含む委員長報告、報告に対する質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行います。

なお、議第５号、議第14号及び議第15号の討論につきましては、はじめに原案賛成の方の討論を行っていただきます。次に、原案と修正案の両方に反対の方の討論を行っていただき、引き続き、修正案に賛成で修正部分を除く原案に賛成の方の討論を行い、以降は原則順番に繰り返し討論を行っていただき、討論終結後に採決をいたします。

また、議第5号、議第14号及び議第15号の採決につきましては、まず修正案に対する採決を行います。修正案が可決された場合、引き続き修正議決した部分を除く原案の採決を行います。修正案が否決された場合は、続いて原案の採決を行います。

次に、発議第1号の附帯決議案につきましては、日程第35、議第36号、令和7年度一般会計予算を上程し、委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決まで行った後、議第36号議案が可決された場合は、続いて発議第1号の附帯決議案を上程し、提案者からの内容説明の後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。一方、議第36号議案が否決された場合は、附帯決議案は審査する必要がなくなりますので、議事日程より削除いたします。

以上と報告いたします。

皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

奥本議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。

お諮りいたします。

修正案等の取扱いにつきましては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことに決定いたしました。また、各常任委員会の皆様には、それぞれの調査案件につきまして慎重に審査いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る3月6日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託されました19議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月11日及び3月26日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

指定管理者制度に関する事項についてであります。

指定管理者制度運用ガイドラインが策定され、その内容について報告がありました。また、昨年に示された案から見直しがあり、使用料と利用料金の違いの説明の追加や申込書類に申込団体の経営状況が分かる書類の追加などがありました。

質疑では、先進地では、ガイドラインをよく見直され、改定されている。改定について、本市ではどのように考えているのかという問いがあり、改定する必要性が生じた場合には、順次改定していきたいと考えているという答弁がありました。

ほかに、利用料金と自主事業収益金の区分けについて、どのようになっているのかという問いがあり、指定管理者で運用するときに、使用料にするのか、使用料を上限として利用料

金にするのかという判断になると認識しているという答弁がありました。

この答弁を受け、葛城市は利用料金の在り方が統一されていないので、ガイドラインにて使用料と利用料金を設定しておくべきだと思うが、どのように考えているのかという問いがあり、ガイドラインで統一するのは難しく、施設ごとに判断するべきと認識しており、担当課と協議しながら設定していく。今後の運用で改定が必要であれば検討していくという答弁がありました。

担当課任せにしていればガイドラインの意味がなく、施設の利用料金がばらばらになっている現状はよくないと思うので、今後も検討をお願いしたいという意見がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から質疑がなされておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

奥本議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

5 番、杉本訓規議員。

杉本厚生文教常任委員長 皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る3月6日の本会議におきまして、厚生文教常任委員会に付託された9議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、3月12日午前9時30分及び3月21日予算特別委員会の休憩中に委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要を報告いたします。

初めに、部活動の地域移行に関する事項であります。

理事者からは、国での名称が部活動の地域展開に変更になったこと、本市での部活動の地域展開の進捗状況について報告がありました。

委員からは、保護者の費用負担と団体競技において、平日と休日で指導者やチームメートが変わるという課題に対する解決方法について検討されているのかという問いがあり、教育長から、生徒、保護者、教員に対しアンケートを実施する中で、子どもたちからは、それぞれの学校単位でチームスポーツをやっていききたいという声、また、保護者の方からは、平日と休日で指導者を分けないでほしいという願いも多く上がっている。本市では、現在2つの中学校でおおむね全てのチームスポーツが学校内で成立する状況であり、これをあえて1つにする必要があるのかという議論も検討委員会でさせていただいた。また、休日も指導したいという教員も多くおり、そういうところのニーズに合わせた中で、令和7年度において、現状の平日の部活動でできる限り休日に行うという方向で進めたいと考えている。令和8年度以降は、民間のスポーツ施設にお願いをしていただくということも並行して考えているため、そうなった場合、保護者負担も必要となってくるが、県で新たな補助金制度をつくるということも聞いているため、その制度と併せて、保護者負担をできる限り少なくする方針で考えているという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、基本方針に施設や備品に関する項目がないが、どのように考えているのかという問いがあり、吹奏楽など、基本的に楽器をほかのところに持っていくことはできないため、学校での活動になると考えている。活動場所については、地域クラブ等、

学校外になるが、クラブによっては学校内の施設や設備を使った活動もあり得ると考えているとの答弁がありました。

次に、就学前児童の保育と教育に関する事項についてであります。この件で、まず1点目として、幼稚園の預かり保育の時間延長について、理事者より報告がありました。

委員からは、預かり保育の現在の利用状況、また、保育園の入園児数はという問いがあり、預かり保育の利用件数は全体として令和3年度は8,778人、令和4年度が1万730人、令和5年度が1万1,019人で、微増している。入園児童は、令和3年度は361人、令和4年度は340人、令和5年度が329人と人数が減少している中で、利用人数は増加している状況であるとの答弁がありました。

次に、2点目として、令和7年4月の保育所等の入所申込状況について、理事者より報告がございました。

特定待機の方が28人いるということだが、希望される保育所では、弾力運用はできないような状況なのかという問いがあり、それぞれの公立保育所、民間保育所ともに弾力運用をさせていただいており、その上で、特定待機となっているという状況であるとの答弁がありました。

この答弁を受け、ほかの委員からは、華表保育園で増築工事をされているが、完成により、来年度の特定待機はどのくらい減少する見込みなのかという問いがあり、現在華表保育園の定員は200名の設定になっているが、弾力運用で250名から260名の方が入られており、受入れ人数を増やすというよりは、子どもたちがゆったりと過ごせるような環境を整えるため、増床して定員を270名にされると聞いている。ただ子どもたちがこれからも増えるという状況であれば、弾力運用は可能であるため、保育士の確保状況等に応じて方針を考えていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

次に、この案件の最後として、葛城市こども計画、第3期子ども子育て支援事業計画の策定について、理事者より報告があり、若干の質疑がありました。

次に、忍海小学校区学童保育所に関する事項についてであります。

理事者からは、忍海小学校区学童保育所の整備事業について説明がありました。

委員からは、忍海小学校の生徒数の5年間の推移はとの問いがあり、忍海小学校の児童数は、令和2年度には302人であったが、令和6年度は346人で、増加傾向である。忍海小学校区の住宅開発の状況は、令和2年度から令和6年度の平均で、年間32件程度であり、当面はファミリー層の流入が継続し、児童数についても当面は現状維持から微増程度の推移であると考えている。学童保育所の登録児童については、令和5年度に比べて令和6年度については若干増えており、令和6年度は130人を超える申込みがあった。令和7年度4月時点の入所予定で、約140人の申込みがあり、その状態が続くと見込んで計画しているとの答弁がありました。

次に、帯状疱疹ワクチンへの一部助成を求める請願の採択後の経過についての事項であります。

理事者からは、葛城市医師会との協議の内容や結果、定期接種に関する内容について説明

がありました。委員からは、対象者への通知はどのように考えているのかとの問いがあり、対象者は65歳の方及び60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方、65歳を超える方は5年間の経過措置として、5歳年齢ごとになっている。対象者には通知を送らせていただく予定であるとの答弁がありました。

次に、いきいきセンターに関する事項についてであります。

理事者からは、いきいきセンターの利用証の表記の変更について報告があり、若干の質疑がありました。

次に、葛城市社会福祉協議会に関する事項についてであります。理事者からは、葛城市社会福祉協議会事業政策改善計画に基づく状況報告について、福祉総合ステーションの施設利用者数及び事業収入について、報告がありました。

委員からは、原材料費や光熱費が高騰している中で、利益が見込める部分は取っていく必要があると思うが、南側の駐車場について利用料の徴収は考えているのかとの問いがあり、副市長より、施設のイベントの際にはイベントに来られた方だけではなく、登山で利用されている方が駐車されてると聞き及んで、有料にするか検討させていただきたい。また、利用者の利便性を考え、こういった形で利用してもらえるのか検討してまいりたいとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、ゆうあいステーションの利用者について、市内の方が約6割、市外の方が約4割ということであるが、市外の方はどのような工夫をして来てもらっているのかとの問いがあり、SNS等で発信した情報が徐々に上がっているのではないかと考えている。また、お風呂に関しては、登山帰りで使われている方が一定数おり、割合も増えている。少しずつ成果が見えてきていると感じているとの答弁がありました。

最後に、おひさま堆肥事業に関する事項についてであります。この件については、3月21日の予算特別委員会でおひさま堆肥の移転に関して、更なる説明を求める必要があると判断されたことから、予算特別委員会の休憩中に急遽厚生文教常任委員会を開催いたしました。

理事者からは、現在、高田バイパス高架下で行っているおひさま堆肥事業について、令和7年9月末で国道事務所との契約が切れ、場所を返却することに伴い、葛城山麓公園の北側のバーベキュー場を新たな移転先として選定し、その費用を予算計上している。地元役員、近隣の地権者等の一定の合意もいただき、今回の選定となった。移転後には、遊休農地の解消を目的に、菜の花の栽培等、様々な事業展開を行い、にぎわいの創出を計画していることの説明がありました。

委員からは、地元の合意が一番大事だと思う。様々な事業を予定されているということであれば、地元の方は、市の提案に関して、どれほど理解をされているのかとの問いがあり、地元や付近の住民の説明会をさせていただく中で、今回この移転を受け入れるに当たっては、周辺の耕作放棄地を借用すること等条件もつけられた。その土地について、堆肥を使った菜の花や野菜の栽培等に活用し、にぎわいづくりができればと考えている。また、付近には不法投棄がかなりあり、それについても処分し、草刈り等をさせていただくということで、一

定の合意をいただいたとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、契約が更新されないと分かってから、3年間で10か所以上の候補地を検討されたとのことであったが、ほかの場所でできなかった理由はとの問いがあり、市の土地や個人の土地、遊休農地等を検討した。合意していただく地権者もいたが、近隣住民の理解が得られないというのがほとんどであった。土地としては、もう市の土地しかないと絞り、最終的にバーベキュー場を選定させていただいたとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、バーベキュー場は、コロナ前には年間何百人と利用のあった施設、山麓地域を活性化させたいという中で、なぜ既に使用目的のある場所を選定したのか。これまで利用していただいた方たちにはどのような対応をするのかという問いがあり、今後、バーベキュー場の要望も確認しながら検討していくとの答弁がありました。

一部の委員からは、もっと早い段階で委員会に報告を入れるべきであった。また、寺口だけではなく、周辺の大字へも説明を行うべきであったとの意見がありました。

以上であります。ほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また、数多くの意見が出されたことを付け加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上です。

奥本議長 続いて、会期中に開催されました議会改革特別委員会につきまして、委員長より報告願います。

1 番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、本会期中に開催しました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月14日午後2時から開催し、市民懇談会について及び議会議員が委員となる各種委員会などについての2つの案件について協議をいたしました。

最初に市民懇談会についてであります。昨年8月24日に開催しました市民懇談会の反省や課題を受け、令和7年度の開催に向け、日程や開催場所、開催回数、また、どのような形態で開催するのかなどについて協議をいたしました。日程及び開催場所については、7月21日の月曜日、海の日、祝日の午後から葛城市中央公民館小ホールで開催することになりました。開催回数は二部制という意見もございましたが、昨年と同様に一部制で1回の開催としました。どのような形態で開催するかについては、去る2月17日から18日に先進地の視察で学んだ舞鶴市や京丹後市で採用されているワークショップ形式やワールドカフェ形式を参考とさせていただき、参加された方を幾つかのグループに分けて、テーマについて話し合っただくグループ形式を採用することになりました。ただし、グループに議員が1人ないし、2人入って進行していくファシリテーターについて事前に研修のような場を設ける必要があることを確認をいたしました。

また、グループ形式で開催するに当たり、市民懇談会に参加していただく人数について定員を決めて参加を募ることになりました。市民の皆様と話合っただくテーマについては、1つに限定することにしましたが、何をテーマとするのかは次回に決定することにいたしました。今後市民懇談会の開催について、チラシや広報誌、議会だよりなどでの広報周知

のためにも、未確定となっている内容については議会改革特別委員会の正副委員長と議長及び議会事務局で事前協議の上、案を作成し、閉会中であります4月中に本委員会を開催し、協議していただくことになりました。

次に、議会議員が委員となる各種委員会などについてであります。二元代表制の両翼を担う行政と議会において適切な関係を保てるのか、また、市長の附属機関である各種委員会では、その後議案として上程される内容について事前に調査することになるので、事前審査にならないのかということもあり、当該附属機関に議員が委員として出席することについて、本委員会において協議することになりました。

最初に、現在出席していただいている委員会の状況を踏まえ、今までどおり出席するのか一切出席をしないのか、もしくは二元代表に抵触しない委員会のみ出席するのか、各委員から意見をいただきました。その中では、やはり後に議案として上程されるものを調査する委員会については、出席を控えるべきであるという意見や、委員会に出席することで情報を得ることができるので、今までのとおり出席すべきであるという相反する意見や、議会の代表として出席している委員会もあるので、委員会が開催される前後で、全議員と情報共有する必要があるなど、統一した見解が出ないことから、現在議員が出席している41の市長の附属機関などについては、次回以降で方針を決定することになりました。

また、本定例会において、総務建設常任委員会に上程され、継続審査となっている議第5号、葛城市総合計画審議会条例の全部を改正する条例により、新たに設置される総合計画及び総合戦略策定審議会及び総合戦略評価審議会に議員が委員として出席すべきか、各委員から意見をいただきました。議員が、これら2つの審議会に委員として出席すべきかの是非については、本委員会に取りまとめることはできないので、ここで出ました意見を参考としていただき、次回総務建設常任委員会において審査をしていただくことになりました。

以上で本定例会中に開催をいたしました審査状況についての報告といたします。

奥本議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付のとおりでございます。日程第1、議第2号から日程第19、議第29号までの19議案を一括議題といたします。本19議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

7番、吉村始議員。

吉村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第2号、議第4号から議第17号、議第25号、議第26号、議第28号、議第29号の19議案について、3月11日と26日に開催した総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第4号、葛城市議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正することにつ

いてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第5号、葛城市総合計画審議会条例の全部を改正することについてであります。

質疑では、審議会の委員28名の委嘱するそれぞれの分野の方は何人ずつとなるのかという問いがあり、現時点の案では、市議会議員3名、識見を有する方が8名、関係行政機関の職員が1名、公共的団体の役員から13名、一般公募等で2名を予定している。また、市議会議員3名は議長及び両常任委員会委員長を予定しているという答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員から、市長の諮問機関に対して議員が参加すべきなのか、現在議論をしているところである。総合計画審議会に議会議員の方が入っている他市の状況はという問いがあり、天理市、桜井市、五條市、御所市、香芝市の5市である。また、議会議員が審議会委員に参加することは、地方自治法の兼職禁止規定には抵触していないものの、どのような運営がよいか検討しているところである。理事者側の意見としては、総合計画等にも議会議員に参加していただいたことも踏まえて、今後も様々な方の意見を反映させたいという思いもあるため、市議会議員に参加をいただきたいという答弁がありました。

この答弁を受け、理事者の意見については理解した。この市長の諮問機関の件については、これから議会改革特別委員会で、ほかの議員の意見を伺いたいという意見がありました。ほかにも議長と委員長が策定委員の一委員として意見を言うのは、立場上難しいのではないかなどの意見がありました。

質疑の後、二元代表制の位置づけにおける議会の在り方として、総合戦略審議会も含めて、市長諮問機関に議員が参加することについて、議会改革特別委員会で議論している最中であることから、継続審査の動議がなされました。継続審査について、賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で継続審査と決定し、3月26日に審査することとなりました。

3月26日に開催した総務建設常任委員会の審査では、質疑では、この条例を改正するに当たり、議会議員に委嘱することになった理由はという問いがあり、総合計画と総合戦略の見直しに当たり、市民の多様な意見を反映させるために様々な立場の方で構成するのが望ましいと判断したことや、総合計画の策定についても議員に入っていたこともあり、行政側での議論の結果、入れさせていただいたという答弁がありました。

また、別の委員から、議決事項に関わる審議会に議会議員が入ることで事前審査に当たるのかという問いがあり、法令的には、議会議員が地方自治体の附属機関に参加することは違法ではないと解釈しているという答弁がありました。

質疑の後、委員から、葛城市総合計画については、市議会の議決に係るものであることにより、市長の諮問によって委員を委嘱されることは、二元代表制の観点からふさわしいものではないと判断するとのことで、委嘱する委員から市議会議員を削る修正案が提出され、提案者から説明がありました。

提案者に対する質疑では、この修正案を可決とした際に、現在議員が委嘱され、委員となっている市長の諮問機関との整合性は取れるのか。また、他市等ではどのような事例があるのかという問いがあり、議決事項に関わる諮問機関に関しては同様に考えており、今後、議

会で精査していかなければならないと考えている。また、昭和28年の行政実例として、附属機関の構成員に議会議員を加えることについて、違法ではないが適当ではないとの見解がなされており、それを受けて、各市町で附属機関の見直しが数多く行われ、県内他市でも、議員が行政の諮問機関に委嘱されることについて問題提起されており、入るべき機関とそうでない機関のすみ分けをされていたという答弁がありました。

議員間討議では、委嘱された議員が議会の代表として、諮問機関にて発言することについてを論点に置き、数々の議論が行われました。その後、討論が行われ、原案に賛成の討論、修正案に賛成の討論があり、討論終結後、修正案に対する採決を行った結果、賛成多数で修正案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、修正可決した部分を除く原案に対する採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定し、議第5号は修正可決すべきものと決定しました。

ここからの報告は議案番号順ではなく、関連する議案を審査した順番に報告いたしますので、ご了承のほどお願いいたします。

次に、議第16号、葛城市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについてであります。若干の質疑があり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてであります。

地域手当の率を国が示す率に変更しなければ、交付税に影響が出るのか。また、地域手当の率の変更による財政への影響はという問いがあり、地域手当を独自に定めても、交付税に影響はないという総務大臣の記者会見があった。また、率の変更による影響額は1,400万円となるという答弁がありました。

この答弁を受け、全国的に官民含めて賃上げする流れの中、賃上げを行っても、結局は地域手当を減らすというのはいかなるものかという意見がありました。また、ほかの委員から、地域手当の率の変更について、県内他市の状況はという問いがあり、地域手当がもともと4%未満で4%に引き上げる市が4市、もともと4%より上で4%に引き下げる市が2市、もともと4%でそのまま維持する市が1市、もともと4%より上で、そのまま維持する市が1市であるという答弁がありました。

この答弁を受け、ラスパイレス指数で県内12番目にある葛城市が6%から引き下げると、更に水準が下がると思う。物価高騰の中で、このような状況をお聞きすると、やはり財政負担はあるが、維持する方向で検討願えたらと思うという意見がありました。

また、ほかの委員から、地域手当が4%より上で維持する市もある中、葛城市が4%にする理由はという問いがあり、市長から、これまでの葛城市の状況として、人事院勧告のとおり適用しているのが実情である。また、ラスパイレス指数については、合併した当時から話題になっており、給料の水準についてはいろんな意見があると思う。ただその指数だけではなく、地域の情勢等のバランスを見ながら決めており、今回の地域手当の率の変更も、国の人事院勧告に基づいて調整しており、正当なものであると理解しているという答弁があり

ました。

質疑の後、委員から、国の人事院勧告から地域手当の見直しが示されたことによる本市の対応を伺った結果、本条例案の地域手当の改正部分の影響を受けて、職員の実質給与が下がってしまい、不利益を被る職員に対して手当を考えておらず、納得できないとのことで、地域手当を減額する部分を現行のままとする修正案が提出され、提案者から説明があり、修正案に対する質疑はありませんでした。その後、討論が行われ、原案に賛成の討論、修正案に賛成の討論があり、討論終結後、修正案に対する採決を行った結果、賛成多数で修正案の通り可決すべきものと決定しました。

続いて、修正可決した部分を除く原案に対する採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定し、議第14号は修正可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号、議第9号から議第13号、議第15号及び議第26号の8議案については一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、議第6号について、対象となる任期付職員はいるのかという問いがあり、対象となる職員はいないという答弁がありました。

この答弁を受け、専門人材の活用は必要であり、このように賃金を国に合わせて改定するのはよいことだと思う。今後、対象となる職員を採用する考えはあるのかという問いがあり、弁護士や医師などの資格をお持ちの方やCIO補佐官のようなデジタル人材等が必要で、極めて困難で重要な業務に当たっていただく場合には、報酬を支払っていきたいと考えているという答弁がありました。

また、別の委員から、対象となる職員はいないとのことだが、給料月額が3割から4割近く引き上げられて、副市長と同等の給料月額となっている。どのような根拠で引き上げられたのかという問いがあり、この条例制定時には、国家公務員の行政職給料表の(1)の5級から10級までの分を参考に作成したが、今回、国の改正に合わせて、国の特定任期付職員の給料表のほうに額を合わせる改定をしたという答弁がありました。

この答弁を受け、国家公務員であれば、財政規模が違い、非常に優秀な方も多いので、この給料月額は理解できるが、葛城市において、副市長と同等の給料月額は高過ぎるのではないか。ぜひ活用していただきたい制度ではあるが、このように高いと逆に招きにくいのではないかという意見がありました。

ほかに、議第10号の総合計画審議会等委員報酬の日額について、どのように決められたのかという問いがあり、もともと総合戦略策定の審議会委員は無報酬で、総合計画の策定委員は8,000円であった。もともとの総合計画策定委員の日額に合わせて上程している。また、立てつけは違うが、専門分野アドバイザーの報酬もあるので、そのような費用も活用して、専門的知見をいただいきたいという答弁がありました。

質疑の後、議第15号について、議第14号と同様に、地域手当に相当する部分の減額に関して、職員に対する手当を考えていないと思うので、納得できないところがあるので、該当する部分を現行のままとする修正案が提出され、提案者から説明があり、修正案に対する質疑はありませんでした。その後、討論、採決を行い、初めに、議第6号については賛成、

反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号から議第13号の5議案については討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号については討論はなく、修正案に対する採決の結果、全会一致で修正案のとおり可決すべきものと決定し、続いて、修正議決した部分を除く原案に対する採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定し、議第15号は修正可決すべきものと決定しました。

最後に、議第26号議案については討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号、葛城市職員の勤務時間、給与等に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、介護や育児による休暇制度が拡充していくと、出勤している職員に仕事の負担がいくと思う。環境整備は考えているのかという問いがあり、指摘のとおり、制度利用者が増えると職員に負担がいくので、まずは会計年度任用職員を充てて対応しているが、同一部署に複数の制度利用者がいる場合は、職員を配置するなど対応したい。今後も職員が安心して育児と仕事をこなせるように、全体のバランスを考慮して、引き続き支援していきたいという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号、葛城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、対象となる事業者はどれくらいと見込んでいるのかという問いがあり、県の承認を受けている建設中または着手前の市内事業者の2者が対象になると見込んでいるという答弁がありました。

この答弁を受け、交付税措置があるので、葛城市において、企業誘致の1つの強みとなる。ただし、他市でも実施されているので、ほかのメニューも検討いただきたいという意見がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号、葛城市ラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築の規制に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

した。

最後に、議第29号、葛城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑があり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも委員各位から質疑や意見等がなされておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の審査報告といたします。

奥本議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、日程第1、議第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第2号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第4号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第5号議案について討論に入りますが、本件については、議第5号議案に対する修正案を含む討論となります。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

藤井本議員。

藤井本議員 私はこの件に関しては原案に賛成をしたいというふうに思います。

この総合計画、これについては、平成23年に地方自治法の改正があって、この策定そのものが市町村に任される、いわゆるつくってもいいよ、つくらなくてもいいよということに変更になりました。葛城市は、我々葛城市の最上位の計画としてこれをつくってきて、理事者側がつくってきたわけでございます。

これについて、前後しますけども、平成23年に市町村に任されたというときに、議会の議決は必要としないというふうにも変わりました。それで推移していたのですけども、私もこの最上位計画、議会の議決は必要であろうかということで、それ以降、これに対する議会の議決を求めて、それを一致したところであります。

今回、また策定委員に議会議員が必要かどうかということの議論になっているわけで、二元代表制の中で審議会に、議員が入って、それはまた後付けですけども、議会で議決するというに矛盾があるのじゃないかということで、委員会のほうで、私はそこに入っていないのですけども、議論されたものであろうかと思います。大きなまちになりますと、都市になりますと、それなりの専門的な知識、また人材があろうかと思います。総合計画、いわゆる葛城市の今後のビジョンというものを策定する中で、住民の意見を大きく反映させなければならぬというのが、これは必須であると思います。その中で、議会議員というのは、住民の代表でもありますので、住民の意見というものをよく知っている、これが議員の役割であらうかと思います。今、葛城市の3万7,700人のこの小さなまちの市の中で、将来のビジョンをつくるときに、計画を策定するときに、住民の声として議会議員を入れるということについては、我々のまちのこの規模であると、私は今までどおりの、必須であらうかと思います。

しかし、住民の意見を入れて、先ほど28名とおっしゃいました、いろんな意見の中の議会議員として、それは自分の意見じゃなくて、市民の意見としてそこで発言をしているということは、これは私は何も除外する必要はないかと思います。

しかし、自ら提案したことでもありますけども、やはり最上位計画であって、議会の議決というものは策定を、これは大事であらうかと思いますので、今までどおり、議会議員も入るべきであって、住民の代表としての議決をするというだけの役割ではなく、住民の意見をそこに反映させるという意味合いから、私は原案に賛成をいたします。

以上です。

奥本議長 次に、原案と修正案の両方に反対の討論はありませんか。原案と修正案の両方に反対の討論です。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 そしたら、次、続きまして、修正案賛成の討論はありませんか。

1番、西川議員。

西川議員 私は、議第5号、葛城市総合計画審議会条例の全部を改正することについての修正案について賛成、これは提案者としてもなんですけども、やはりこの今回の条例改正については、市の最高規範となっております総合計画、総合戦略に係る事項でございます。それをこの期間において、市長の附属機関となります市長の諮問に応じて審議をすることとなります。本条例の第5条、第12条において、市長が委嘱する委員のうちに市議会議員が委嘱されること

となっております。

我々市議会議員は、政策に対しても助言、提案、立案をする立場でもございます。かつ、二元代表制の見地からは、市の施策、審査をする位置づけにもございます。今般、議題とされております葛城市総合計画については、市議会の議決に係るものであることより、市長の諮問によって委員を委嘱されることに対しては、執行機関と議決機関の機能の独立、いわゆる二元代表制の観点からふさわしいものではないという判断をさせていただいたところでございます。

いろいろこれは議員によって様々、やはり住民の代表での意見をそこで申し上げるということの機会というのももちろんございます。けども、やはりこれは議決事項で議会のほうに上がってくることでもございます。そこで、どの議員が行くかにせよ、議決で上がってきたときに、最初に議決をするときに、やはり二元代表制というところの観点から、やはり議決機関でもございますので、ここはしっかりと機能を独立させるということが必要であるというふうには私は感じておるところでございます。その代わり、市議会議員は、市が定めていく施策というものがどのように決定をされていくかということを確認することも必要でございます。またこれについては、私、ここで提案理由としてもお話しさせていただいておるんですけど、委員外での出席ということも認めていただきたいということも、お願いをしております。また、この会議が開かれている内容については、やはり市議会に定期的に報告をしていただき、市議会の意見を聴いていただく場をつくっていただくということは必要ではないかなということはお考えおるところでございますので、これについては、本当に議員それぞれの考えがございます。ただ、昔からの慣例であるとか踏襲であるとかというところをきっちりともう一回、見直さんなん時期、市が20年たった今だからこそ、見直していかなんところもあるのではないかなというふうに感じておるところでございますし、ほかの市町、近隣市町を見ても、そのように改革をされていっている。きっちり二元代表制というところの意義を守って、それをしっかりと機能を独立させた形でやられていってるところというのが多く見られるということも、私の今回の修正案に賛成というところにもつながってくるというところでございますので、これで賛成討論とさせていただきます。

以上です。

奥本議長 では、戻りまして、もう一度原案に対する賛成討論はございませんか。

9番、松林議員。

松林議員 私は、議第5号、葛城市総合計画審議会条例の全部を改正することについて、この議案に関しまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本議案は、審議会の構成員に議員を含めることを規定するものであり、その是非について慎重に検討する必要があります。過去の経緯を検証した結果、諮問機関への議員参加において、市政運営に不都合が生じた事例は確認をされておりませんでした。むしろ議員の参加は、議会と行政間の連携強化、多角的な視点から審議促進、ひいてはより質の高い総合計画策定に資すると考えられます。議員の専門知識や地域住民のつながりを生かすことで、審議会はより実効性のある議論を行い、市民にとって真に有益な計画を策定できると確信をしております。

ます。また、反対意見として、情報漏えいや、利害相反といった懸念が挙げられる可能性もありますが、適切な情報管理体制と倫理規定の遵守によって、これらのリスクは十分に回避可能であると判断をいたします。

以上の理由から、議第5号議案に賛成をいたします。

奥本議長 続きまして、修正案賛成の討論はありませんか。

13番、西井覚議員。

西井議員 私は、修正案に賛成と。中でも、諮問機関に、四十何ぽか議員が入ると。これ自身は議会を尊重した意味で、市側がかなり配慮した制度であるということは理解できるわけでございます。

しかしながら、私も今までの経験で、予算、決算に関わる部分で、その場所で、諮問機関の中で、私自身は採決まで取った覚えがないと。なぜならば、やはり特別委員会にしても、いろんな予算の中で、議員は発言しなければならないと。そやから、諮問機関で方向性を決めて、その方向性を継続するということになれば、議員が入っていくことが、市側は議会として、尊重した中で、気を遣って入ってくださいという形になってると思いますが、ただ議員としては、そこに入るにより、後の審議、議会の審議に対して、制約されるというか、それをされないような形の中で、審議会で入ると、非常に難しい選択になると。また、これ今の議案で出てきたら、今後10年間の方向を示す長期にわたる問題が、3名の議員が出ると。しかしながら、こういう長期にわたる問題としては、考えたら、やはりほかの部分で慎重に議会のほうに説明してもらうべき問題じゃないかなと。そのような観点から、私は修正案に賛成すると。議案の中で、文句を言うんじゃないで、我々の議員としての二元代表制の立場で、諮問機関に入るのは、市長側が配慮してくださってることは十分理解して、感謝してるわけでございますが、ただ、その諮問機関に入る中で、採決のときにまで、議会の採決の時まで、またその意見を言うのもその中で、議会の中でやはり制約がある部分が出てくるということ。従前からちょっと危惧しながら進めてたということで、私は修正案に賛成したいと思っております。

以上です。

奥本議長 再度戻りまして、原案に対する賛成討論はございませんか。

12番、増田議員。

増田議員 それでは、賛成の立場で討論をさせていただきます。

昨日の会議の中でもお話もさせていただいたところでございますけれども、一定の修正案に関する提出理由については理解のできるところでございます。やはり二元代表制ということで、議会は議会として判断をするというのが基本原則でございます。ただ、先ほどからいろんな心配事、議論があった中で、若干私の観点としては、この審議会というものにつきましては、市長がこの原案を作成するに当たり、多種多様な市民の方から構成する審議会を形成される。私、懸念するのは、例えばこの審議会の座長が市長であって、市長の座長の下に審議をするとなれば、いろいろと市長に対する配慮であったり、忖度の影響もあるかもしれませんが、これは恐らく確実にですけども、委託、諮問を受けた構成員によって原案を作成

をするという経過になります。その場に、先ほど藤井本議員もご発言がございましたように、状況の理解、市民の声をたくさんいただいている市議会議員の声というのも、貴重な意見の1つとして取り扱っていただいているというふうに認識をするところでございます。この話、先ほどございましたように、議会改革でもいろいろと議論がございました。私はその場所で、議会改革の場所で、このことについて、私は入っていない委員会ですけども、議員の中の意見交換の中で、結論が出なかったということが非常に私、気になっているところでございます。といいますのは、この原案につきまして、この議案につきまして、これはほかの41構成団体の委員会にも影響するところでございます。非常に重要な判断をする機会でございますので、私はもう一度、全員協議会並びに議会改革の中で、議会としての方向性を全41団体も含めた、この附属委員会への出席についての方向性、結論を出してから判断をするべきではないかなというふうに思うところでございます。

また、私の経験からいきましても、こういう団体、審議会、協議会、委員会等で、出席することによって、非常に多くの主要な団体の方との意見交換であったり、厳しい意見であったり、叱咤激励であったりという交流の場所として、出席することについては有意義であるというふうに認識をしているところでございます。

以上、賛成討論とさせていただきます。

奥本議長 続いて、修正案賛成の討論はありませんか。

10番、谷原議員。

谷原議員 私は修正案に賛成の立場から発言をいたします。

本条例につきましては、葛城市総合計画審議会条例におきまして、審議会の委員に議会から入ることが定められた条例案になっております。このことについて私は意見を異にしますので、修正案に賛成したいと思います。つまり、議員が審議会の委員になることをしないという案に賛成するところであります。

その理由についてでありますけれども、先ほど来からご意見があるように、この審議会は市長の附属機関であります。つまり、執行機関の中にある委員会であります。そこに議員が入ることになるのは、これは議会が執行機関の決定過程に加わることを条例で認めるということになるので、これは先ほど来からお話があるように、昭和28年に出ております行政実例の中で、違法ではないけれども適法ではないという判断が出ております。とりわけ、平成12年の地方分権改革以降、議会の役割を高めるという議論の中で、このことが絶えず問題になって、今、全国の地方議会におきまして、こういうことに対する改革が進められている途上であります。今回は議会改革特別委員長の西川議員からこの問題提起が一般質問でもあり、また、先ほど来、今、議会の権能を高めるために、議会研修を行って、先進地に見学に行っております。京丹後市及び舞鶴市です。ちなみに京丹後市の中には、京丹後市議会議員の附属機関等委員の就任に関する規定というものが定められて、常に述べてはるんです。この訓令は、京丹後市議会議員が二元代表制による議事機関としての議会と市長と執行機関との関係を明確に分け、それぞれの場における審議の活性化を図り、相互に牽制しながら均衡の取れた円滑な行政運営を確保するため、原則として附属機関等の委員に就任しないこと

とし、その取扱いについて必要な事項を定めるものとするというふうに書いております。つまり、これが我々、今、全国で進めている議会改革の方向性であります。本葛城市議会は10月に改選を迎えます。それまでに先ほど増田議員もおっしゃいましたけれども、ほかの審議会のほうにも議員は参加しておりますので、附属機関にも参加していますので、全体のこともしっかりと考えていくということが必要になってまいりますけれども、改選期を捉えてこれを見直すという作業がこれから必要になってくる時期であります。ところが、先に葛城市の総合計画審議会のこの議案が出てまいりましたので、先にこれを決めてしまうと、改選後、そうした議論があった中で、審議会の委員はやっぱり議会から遠慮しようとなったときに、もう既に出発した審議会の委員を抜けてしまうという格好の悪いことになってくるわけです。非常にタイミングが悪いことになってしまったわけですがけれども、私は、ここでもう大体議会が目指す方向ははっきりしてだと思いますので、審議会が発足する前に、総合計画についての審議会には参加しないということを明確にするほうがいいと考えます。よって本議案の修正案のほうに賛成したいと考えます。

以上です。

奥本議長 では、戻りまして、原案に対する賛成討論はありませんか。

3番、柴田議員。

柴田議員 私は原案賛成の立場で討論させていただきます。

私自身も、市長の諮問機関の委員会に議員が出席するということに対しては改革が必要だと思っておりますが、まずは議会の中での議論が必要だと考えます。議会改革で一度、そのことを話し合ったんですけれども、議員全員ではありませんし、議員個々の意見、または考え方とかということもまだ聞いていない状況の中で、こういった修正案のとおりに参加しないということになるというのはどうかなというふうに思っております。また、今回の条例に関して言えば、市の最上位計画である総合計画策定委員会の条例なので、その中で、もし修正案のとおり市議会議員への委託という文言が消えることによって、もう既にそこで、議会の方向性というのが決まってしまう、私たち議員が議論する余地もなくなってしまうというふうに考えております。もっと議員の中での議論が必要だというふうに私は考えております。

また、市長の答弁の中で、市議会議員が委嘱されたとしても、断ることができるというふうに答弁をいただいておりますので、ここは、このまま市議会議員という文言は残していただいて、まずは議員同士で、議員間で、もっと深い議論が必要であると考えます。

以上の理由で、私は原案に賛成いたします。

奥本議長 次に、修正案賛成の討論はありませんか。

5番、杉本議員。

杉本議員 私は、修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

委員会、僕は入ってなかったんですけども、見てる中で、皆さんいろんな議論をしていたいて、そのとおりやなあと思ってなかなか難しい話ではあるんですけども、私、この附属の委員会でいろいろ思うことありまして、その中でも、議員がこういうところに入ってるというのは、将来的にどうなんかなと思う、会議の中でもね。例えば議決案件なので、正式に議

会に、その会議のことを報告するであつたり、調査案件に上げていただいて、しっかりと議会の中に上げていただく、その方法を取っていただければいいと思うんですよ。理事者の皆さんの言い分も分かります。これ、例えば最後の最後でばんと出てきて議決してくださいと言って、議会が気に入らなかつたら否決されるから、徐々に徐々にやっっていこうというのは、それは分かるんですけども、それを正式に議会で受けたらいいと思うんですよ。何でかと言ったら、この3名の方が、どのような方がなられるのか分からないですけども、今も附属委員会、そうじゃないですか。皆さんが言うてはる各委員会、議会で報告がありますか。ないじゃないですか。それはこちらのサイドの体制が悪いのかも分からないですけども、それを踏まえたときに、この3人の方がそこに行って発言したことが、議会のことなのか、議員の個人の意見なのか、ちょっと曖昧なところがあると思うんですよ。だから、ちゃんとインターネット中継もできる議会の場で正式に調査案件に入れて、しっかりともんでいただいて、議決まで持っていくというほうが、正式なやり方としてはいいと思うんですよ。先ほども議会改革のお話がありましたけども、やっぱり何かくさびを打てば、しっかり変わっていくと思うので、僕は逆に、これを機にしっかりと附属の委員会の是非を皆さんで考えていただいて、今後の議会の運用にしていきたい、そう思います。以上の理由で賛成といたします。

奥本議長 では、戻りまして、原案に対する賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 では、次に、修正案賛成の討論はありませんか。

11番、川村議員。

川村議員 私は修正案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

私自身、昨日も傍聴させていただきました。総務建設常任委員会を見させていただいて、皆さんの意見も、なるほどなど、私自身随分悩みました。ただし、ここで、この総合計画、これから10年の期間ということで、今回けじめをつけるタイミングというのはここかなというふうに思ったんですけども、二代表制、議会と執行機関との在り方というものを改めて問うてみますと、やはり議決案件であるということに対して、我々は執行部に対しての会議に入るべきではないというふうに私も判断をさせていただいたので、今までの内容的にもいろいろなご意見を皆さんにいただきましたので、私も、それぞれになるほどなという思いはあります。でも、この際、この総合計画、議会の議決を得るという中で報告をいただき、これから、市議会に傍聴もさせていただければ、それが一番皆さんの声も聴けるかと。そこで発言ができないのではと思ったんですけども、そうではなくて、発言の機会は議会にあるということですので、私もそのところで線引きをいたしました。

私の賛成討論の内容につきましては、以上でございます。

奥本議長 ほかに修正案賛成の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、これより議第5号議案の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案を電子表決システ

ムで採決いたします。

修正案を採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案を可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、電子表決システムで採決いたします。原案についてです。

お諮りいたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

続いて日程第4、議第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原議員。

谷原議員 議第6号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論いたします。

本条例改正案は、高度の専門的な知識、経験または優れた識見を有する者を、それらの知識、経験、識見を一定の期間、葛城市が活用して、特に必要とされる業務に従事させるために、採用する際の給料月額等、その金額を改正する内容となっております。

反対する理由を述べます。改正前の条例では、葛城市の行政職の給与水準を勘案して、給料月額を定めており、妥当な給料月額水準でありました。ところが、今回の改正では、最高号級6号級につきましては、現行給料月額52万9,000円を74万円に40%も引き上げる内容となっており、また、最低号級の1号級では、現行の給料月額30万9,800円を39万2,000円に、26.5%も引き上げる内容となっております。

なお、最高号級の6号級給料月額を74万円にすることは、これは葛城市の副市長と同等の給料月額とすることになります。このような引上げ改定となりましたのは、先ほど委員長報告にもありましたように、国家公務員における任期付職員採用の給料月額等を機械的に葛城

市に適用したためであります。しかし、国家公務員において要求される高度な専門的知識、経験及び識見は、葛城市一般職員等に要求される水準と大きく異なっております。葛城市の一般職の給与は、皆さんもご存じのとおり、国家公務員と同等の給与ではありません。ラスパイレス指数を見れば分かることであります。しかしながら、この葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例については、まさに国家公務員の規定をそのまま機械的に当てはめる。そのためにこんな奇妙な給与月額水準になったものと考えます。このことは葛城市として過大な評価となる給料月額を提供することになります。そのために、条例が持つ本来の目的、これを適正に運用することが大変困難になると考えます。現行の条例においては妥当な給料月額水準となっているわけでありますから、本条例改正案を廃案にすることで、妥当な給料水準を設定している現行条例をもって制度を運用することを望みます。議員諸氏の賛同をお願い申し上げまして、反対討論といたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

3番、柴田議員。

柴田議員 私は議第6号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で、討論いたします。

今回の改正は国に準じた改正であり、専門性の高い方を特定のプロジェクトに参入していくいただくためには、人材確保のために、民間企業とも競争していかないといけない現状となっております。市の発展にどうしても必要な人材を確保するためにも、妥当な報酬額ではないでしょうか。条例の中には、一定の期間という文言も含まれております。

以上の理由で賛成討論とさせていただきます。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第6号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第7号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。
日程第6、議第8号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第8号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。
日程第7、議第9号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第9号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。
日程第8、議第10号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第10号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。
日程第9、議第11号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第11号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第12号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第12号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第13号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第13号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議第14号議案について討論に入りますが、本件については議第14号議案に対する修正案を含む討論となります。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

14番、藤井本議員。

藤井本議員 原案に対して私は賛成討論をします。

今回、人事院勧告による地域手当の引下げというところで、それに従い、理事者側から6から4への引下げということで、今回、この議案が上がったところであります。私は、賛成とさせてもらうのに、2つの意見を持っています。

まず、1つ目から述べたいと思います。やはり葛城市議会、これは今までから人事院勧告に従って給与というものを決定をして、国の指導というんですか、国が決められたとおりにやってきたというものがございます。そういった今回のこれに従わなかったから何かがあるとかないとかじゃなくて、議会として国の協調路線、国と協調しながら、それを守ってきたところでもあります。では今回なぜこのようになったかという、葛城市の職員の給与のラスパイレス指数が市制施行、今年は20周年でしたけども、この20年間、12市の中で、ずっと相変わらず1回も上に行くことなく、12番目のラスパイレス指数であったということについて

は、これは大変大きな問題であろうかと思います。そのために、今回この地域手当というものの引下げに対して、修正案が出されたのだらうというふうに私も実感をしておるところであります。しかしながら、奈良県内を見て、人事院勧告に従わない、そのとおりされない市というのも、先ほどの説明の中にあるというふうにご説明をいただきました。しかし、そこは大きな市で、組合もあって、労使協定、労使の話合いの下、市そのものが、理事者側が、議案として出さなかったと、議会での審議を求めなかったというところであります。

今回、この人事院勧告に基づいて、この議会に対して議案を出されて、この審議をされると、審議を求められるという中で、引下げに対してそれを認めないというのは、葛城市だけになるわけです。ここはやはり私は、この葛城市、今までやってきたこと、そして葛城市議会としてのプライド、意地、これはこれで守っていきたいというのがございます。奈良県下で葛城市だけが議会の議決で人事院勧告どおりいかなかったというのは、私は後に残したくない。それやったら、もともと議案として出さないということで、ほかのまちのように、ほかのまちはそうなってるわけですが、そういうことであってほしかったというふうに思います。

2点目ですけども、先ほども申し上げましたように、なぜこうなるかという、予算特別委員会でも、委員長をしながら私は委員となって、市長には申し上げましたけども、ラスパイレス指数、これが奈良県下ですと12位のままであると。そういった中で、葛城市長も、1期目、2期目は給与を半減されてたわけです。それが、3期目になって、10月の選挙で当選された3期目以降、半減を元に戻されてるということがございます。なぜかという、市長は、一定の財政的な成果を見たということで、条例どおり戻されたわけでありまして。私は戻されたということについては、委員会の中でも申し上げましたように、それは、条例に基づいて戻しているのだから、それはそれでいいと思います。しかし、一定の成果というものを見たというのは、職員があって、財政的なもの、市長が考える一定の成果を見たものであります。これは、地域手当をこのままに置いておいて、確かに短期的に見ると、収入というのは減らないということで、職員さんにとっては、それはそれでいいであろうかと思います。しかし、この地域手当、ラスパイレス指数にも反映されない。また、大きく長く考えると、退職金にも反映されないわけでありまして。この地域手当というものについては、人事院勧告どおり、それに奈良県内の各市町村どおり、同じように従って、この給与体系そのものを、職員の給与体系を変えて、ラスパイレス指数、市長が12市の中で、この間の報告では真ん中以上、中間よりも上に、市長の給与の報酬の条例がある。ここは、何遍も申し上げますけども、職員あつての市長ですから、職員の給与を見直して、それで退職金にも反映させるような、ラスパイレス指数を上げて、ということをお願いして、今回のこの件につきましては、私は、原案に賛成をいたします。それだけ期待を申し上げているということで、市長、よろしく願いしておきます。

奥本議長 次に、原案と修正案の両方に反対の討論ありませんか。原案と修正案の両方に反対です。なしでいいですか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 それでは、続きまして、修正案賛成の討論はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 私は修正案に賛成の立場から討論をしたいと思います。

賛成の理由について述べます。今回地域手当が改定されるのは、国の人事院勧告に準じての改定ということになります。その人事院勧告の改定におきましては、これまでの地域手当は3%、6%、10%、12%、15%、16%、20%という7段階の地域手当の区分でありました。それを今回の人事院勧告では5段階に大きく区分分けを変えました。0%、4%、8%、12%、そして16%ということであります。こうすると、葛城市がこれまで6%だったんですが、6%という区分がなくなりました。なくなった結果、4%が8%に区分分けされると。葛城市の場合は、4%の地域手当の区分に入れられると。委員会の中で議論がありました。質疑がありました。奈良県12市の中で、3市がそのように地域手当が下げられると、もちろん変わらないところもあれば、上がる場所もあるということであります。問題は、この地域の経済環境が変わったわけではありません。職員の働き方も変わってるわけではありません。つまり、区分分けによって、結果として賃下げになるということが問題であります。これ、職員さんにとっても大変なことあります。ましてや今、物価高騰で、日本では、賃金が上がらないことが問題にされているわけでありますから、この国の勧告に準じて、このような形で賃下げするのは、私は不合理だと考えます。

ちなみに、葛城市は人事院勧告に準じて賃金改定を行っていますが、人事院勧告どおりの改定を行っているわけではありません。給与表も、これも委員会の中で質疑で明らかになりましたけれども、葛城市の給与表は7号級止まりで、10号級、頭を切っていますから、昇給スピードが遅いために、ラスパイレス指数が低いということが明らかにされました。つまり、人事院勧告どおりにやってないんですよ。準じてやってるということは、そこに葛城市の独自の判断があって、給与体系を財政事情も踏まえながら決めているわけでありますから、必ずしも地方自治が、国どおりにやらなければいけないということではありません。いや、それが地方自治の地方自治体たるゆえんでありますから、私は地域の実情を見て、何ら経済環境が変化していないのに、地域手当を下げる、こんな不合理なことがあってはならないと考えますので、引き続き、これまでどおりの地域手当を支給することを求めて、修正案に賛成いたします。

奥本議長 では、戻りまして、原案に対する賛成討論はありませんか。

4番、坂本議員。

坂本議員 私は、議第14号の原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この改定は人事院勧告の改定によるものですが、地域手当が下がることによって職員の給料が下がることはないとのことでございます。令和6年12月議会において議会が議決した人事院勧告による各条例の改正によって、会計年度任用職員以外の職員の給与の上昇率は全職員とも1%を超えているため、地域手当が1%下がることによって給料が下がる職員はおらないということでもあります。よって、私は原案に賛成とさせていただきます。

以上です。

奥本議長 続きまして、修正案賛成の討論はありませんか。

13番、西井議員。

西井議員 私は修正案に賛成ということで討論させていただきます。

日本全体が、一般企業も含めて賃上げを求めねばならないような状況、これ、行政はできるだけ最後にそれに近づけばいいんじゃないかと、よく民間から言われる問題が分かっているわけですが、ただ、今の勧告で賃上げをしながら、葛城市の職員については地域手当が2%減らすと。どうも賃上げを国が求める割には、この制度の中で矛盾点があるんじゃないかと。やはりそれと、約19年何か月、議会活動をさせてもらって、だんだんと職員さん自身が、お客さんに対する、市民に対する扱い方の苦情が私の耳に入ってくるのは減ってきてると。それはやはり職員も皆さん一生懸命前向きに働こうとする方が増えてきたんじゃないかと。そのような状況の中で、財政破綻がするような状況やなかったら、少なくとも地域手当は、人事院の勧告ではございますが、市の地方交付税とかのペナルティーがなかったということで、やはりペナルティーがあつたら市民にも迷惑をかける。しかしながら、そういうペナルティーがないということやったら、今までどおり、やはり働く意欲を持てる職員のためにも、物価上昇の中で、やはりそれも考える中で、少なくとも地域手当は今までのおり払ってもらって、職員が喜べる、ちょっとでも、減らすよりも喜んでもらう、また喜んでもらう中で、仕事の中で達成感を求めてもらおうと。これは市の行政の好循環を生むんじゃないかと思しますので、今の物価上昇の中で考えたら、また葛城市の平均的なラスパイレス指数も考えたら、今の時期に地域手当を下げるということは、私は職員の気力をなくすような制度ではないかなと思しますので、どうか私自身はそのような考え方で、修正案賛成の討論を終わらせていただきます。

奥本議長 では、戻りまして、原案に対する賛成討論の発言はありませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 続いて、修正案賛成の討論はありませんか。

12番、増田議員。

増田議員 委員会でも、市長に対して、いろいろとラスパイレスに関しての考え方、今後の方針なりについてはお願いをしたところでございます。その席で、分析をしていただきました。ラスパイレスの過去5年間の数字を分析をしました。過去5年間の中では、5年前は、11番目だったんです。ところが、それ以降、その前もそうなんですけども、県下で12市中の12番にずっとなっているんです。これ、どういうことか。私の分析からいくと、12番目になった市においては、これはあかんと、改善しようという努力があって上がったんですよ。そういうトップの考え方が加わらないと、こういう回復というのはないんですよ。だから、私、ラスパイレスに関して、今後急にはいきませんよと、県平均になるまで、改善に向けて頑張ってくださいよという、ある意味エールを送った。そういう実情の中で、私はあえてこの地域手当を国どおりにするというのは、これはもう当然のことやと思うので、藤井本議員がおっしゃっているように、国に右倣えと。坂本議員がおっしゃったように、これはこれ、給与は給与、給料には変わらない。ところが、最終的に職員さんが家計に運用される全ての収入のうちの

一部の地域手当については、6から2%減少するというのは、これは現実の話ですので、先ほど申しあげましたラスパイレスに影響はないというものの、職員さんの家計に影響する2%である。これは何としても、国の事情で、10分割を7にするんですか。そのライン上に葛城市があって、6のラインから4のラインに、線引きの分割を4%のところに分類されたと、こういう理由かと思うんです。先ほどありましたように、ペナルティーはないと。国が、地方公共団体が判断する権限を与えられているのであれば、こういうところにも、職員さんの給与に幾らかでも影響のないようにするというのが、私、この修正案について賛成の理由でございます。

以上です。

奥本議長 ほかに修正案賛成の討論はありませんか。

5番、杉本議員。

杉本議員 私も賛成の立場から討論させていただきます。

人事院勧告のお話なんですけども、僕、国の動向は分からないんですけども、先ほど谷原議員がおっしゃったみたいに、区分が幅広くなって、うちはその区分でいくと、下のところに入ってしまう。6が4のところの区分になる。こんな自治体、全国にいっぱいあると思うんですよね。もうあとは任せます、各地方自治体に。それで、議案で上がってきてるから、僕は僕なりに判断しやなあかんと思うんですけども、それで、各自治体に任せますやからペナルティーがないんじゃないの。あとは任せますと僕は思っているんですけども、そういう意味でも、各自治体の判断でやればいい。この前も委員会の中で今の財政状態やったら、今の職員さんの給料は妥当であるみたいな意見がありましたけども、やったら、下に下げる必要がないと。だから下げる理由があまり分からないという感じです。そのままでもいい、そのままなんですよね、この修正案で。ただ単純に僕はそうだと思っております。

以上で賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いします。

奥本議長 ほかに修正案賛成の討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案を電子表決システムで採決いたします。修正案の採決です。

お諮りいたします。

本修正案を可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 押し忘れはございませんね。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、本修正案は可決されました。

続いて、ただいま修正議決した部分を除く原案について、電子表決システムで採決いたします。原案についてです。

お諮りいたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議第15号議案について討論に入りますが、本件についても、議第15号議案に対する修正案を含む討論となります。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

14番、藤井本議員。

藤井本議員 内容については、先ほどの人事院勧告に準ずるという部分についての話でございますので、もう申し上げなくても全く同じであります。

ただ、1つだけ先ほど言うのを、発言するのを、私、漏らしたなと思ってるんですけども、市長が予算特別委員会の中で、今後職員の給与についてラスパイレスが低いという中の意見に対して、今後は検討していくという言葉をお願いしております。あえて何度も申し上げますけども、そのところ、その言葉、私は信じて、このように原案に賛成しているわけですので、この気持ちを大切にさせていただいて、職員のために、葛城市のために、20周年、もう終わりますけども、よく考えていただく市長であってほしいということを付け加えて、原案賛成といたします。

奥本議長 次に、原案と修正案の両方に反対の討論はありませんか。ないですね。

(「なし」の声あり)

奥本議長 では、次に、修正案賛成の討論はありませんか。

13番、西井議員。

西井議員 議第14号と同じような意見で修正案に賛成させていただきます。

いろいろ言いたいことはございますが、同じような意見ということでご理解願えたらと思っております。

奥本議長 では、戻りまして、原案に対する賛成討論はありませんか。原案に対する賛成です。ないですか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 次に、修正案賛成の討論はありませんか。

12番、増田議員。

増田議員 若干藤井本議員と同じ意見なんです。

市長に対して職員の給与、県下標準まで目標として達成してくださいよという願いをしました。現実なかなか難しいと。財政上の問題、それから費用比率から見ても、19.1%ですか、そんなに低くないよと。県標準の比率で人件費というのは支出されてるよというふうなこともお伺いしましたけども、藤井本議員におかれましては、それが、前向きにご答弁いただいたということなんですけど、私にしてみれば、なかなか心もとないご答弁であったということの差で、反対か賛成かということで、逆に言うと、私、やってくださいよ、標準までいきましょうよ、いった段階で、4%、6%、国の基準に戻したらいいじゃないですか。そういう目標を立てて、私は修正案賛成で、取りあえず6%で維持していこうという考えでございますので、よろしくお願いします。

奥本議長 ほかに修正案賛成の討論はありませんか。

9番、松林議員。

松林議員 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、議第15号について、反対、間違いました。ごめんなさい。すいません。

奥本議長 いいですか。

3番、柴田議員。

柴田議員 私は、修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

大体第14号の修正案のときと同じような、ほかの議員の方々がおっしゃってる理由とほとんど同じなんですけれども、付け加えさせていただくのであれば、地域手当というのは、ほかの手当、期末手当または勤勉手当などの算定基礎額にもなっておりますので、そこにも影響が出てくる可能性があると思います。また、人材確保のためにも、地域手当は下げるべきではないというふうに私は考えております。その理由で、賛成とします。

奥本議長 松林議員、もう一回元に戻りましょうか。もう一度確認いたします。

まず、原案に対する賛成討論はございますか。

もう一度確認です。原案に対する賛成討論。ありませんね。

(「なし」の声あり)

奥本議長 もう一度、修正案賛成の討論はありませんか。

9番、松林議員。

松林議員 私は、葛城市会計年度任用職員給料及び費用弁償に関する条例、修正案賛成について討論いたします。

この条例は、パートタイム会計年度任用職員や一般職員の諸手当の見直しを目的としておりますが、問題の本質は給与への影響にあります。条例では給料自体には影響がないと説明されておりますが、これは基本給のみを指しており、諸手当を含めた実質的な収入、つまり、可処分所得には大きな影響が出ます。基準月額に100分の6を乗じて得た額から100分の4を乗じて得た額とする計算方式の変更は手当の削減を意味し、職員の生活に直接の影響を及ぼします。現在の厳しい経済状況を踏まえると、この条例は看過できません。物価高騰が続く中、国民の可処分所得は物価上昇に追いついておらず、家計は圧迫されております。そんな

状況下で、職員の可処分所得を減少させるこの条例は、職員の生活安定を脅かし、士気低下にもつながりかねません。さらに、葛城市のラスパイレス指数が奈良県12市中12番目であるという現状も深刻です。これは葛城市の物価上昇が県内でも特に高いことを示しており、職員の生活負担は更に大きくなっています。この厳しい状況の中で職員の生活水準を維持向上させることが、可処分所得を減らすこの条例は極めて不適切であると、このように思います。将来、葛城市が魅力ある職場として、優秀な人材を確保するために、職員の処遇改善が不可欠です。この条例はその努力を阻害するものであり、人材確保の妨げとなる可能性すらあります。優秀な人材を確保し、市政を効果的に推進するためには、職員の生活水準を維持向上させる政策が必要です。この条例はその真逆の方向に向かっておると言えます。これらの理由から、議第15号議案の修正案には賛成いたします。

奥本議長 ほかに修正案賛成の討論はありませんか。

10番、谷原議員。

谷原議員 これは議第14号と同じ理由ではありますが、加えての賛成討論とします。

議第15号につきましては、会計年度任用職員におきます地域手当の問題であります。既に議第14号は議決されて、6%の支給ということが決定しております。決定された段階で、この議第15号を4%に引き下げるということになれば、これはこの間会計年度任用職員さんの処遇改善ということで、同一労働同一賃金、期末勤勉手当の改善であったり、あるいは人事院勧告における賃金改定の遡及措置であったり、この間会計年度任用職員の処遇改善に努めてきたところでありますから、議第14号が議決された以上は、この議第15号についても同等の扱いをすべきだと考えますので、修正案に賛成したいと思います。

松林議員のように、14号と態度が違うというのもこれはあつてしかるべきことでありまして、15号できちっと一致するということは、私はこれは議運の中でも議論になったことありますから、本来はこれは1つとして、提案すべきものであるというふうに考えます。

以上です。

奥本議長 少し静粛にお願いしますね。静粛に。

ほかに修正案賛成の討論はありませんか。

2番、横井議員。

横井議員 誤解を招いたらいけないので、はっきり言うときます。総務委員会の後、私はいろいろ資料をいただいて情報収集をしたのです。その中で、実際、トータルで給料が下がる人が出てくるという情報を得ましたので、やっぱりそういう下がる人がおるならば、そこに1票は入れられない。だから、ここで、動きが変わってるんです。だから決して、間違うとかそういうもんじゃない。考えて考えた上に、悩みに悩んだ上に、やっぱり給料下がる人がおったら、そこに1票は入れられない。それが、結論なんです。だから修正案に対しては賛成なんです。

奥本議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第15号議案の採決に入ります。

本案に対する委員長報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本修正案を可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議第16号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第16号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第17号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第17号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号議案は原案のとおり可決されました。
日程第16、議第25号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第25号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決されました。
日程第17、議第26号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第26号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決されました。
日程第18、議第28号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第28号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり可決されました。
日程第19、議第29号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第29号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は13時30分、1時半です。

休 憩 午後0時11分

再 開 午後1時30分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第20、議第3号から日程第28、議第27号までの9議案を一括議題といたします。

本9議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果を委員長に求めます。

5番、杉本訓規議員。

杉本厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第3号、議第18号から議第24号及び議第27号の計9議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに議第3号、葛城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについてであります。

質疑では、令和7年4月1日からの施行ということであるが、こども誰でも通園制度の本市における運用は令和7年度から始まるという理解でよいかという問いがあり、令和8年度から、全ての市町村において実施する必要があるが、それに先駆け、令和6年度では、全国で120ほどの団体が試行的に始めている。本市においては、民間保育所からサービスを先行的に始めたいという要望があったため、令和7年度から準備が整った段階で先行的に始めたいと考えているという答弁がありました。

また、別の委員から、公立の保育所も実施予定があるのか、また、令和8年度からは必ず実施する必要があるのかとの問いがあり、令和8年度以降は、全ての市町村において、こども誰でも通園制度を実施する必要があるが、全ての施設での実施を求めているわけではなく、準備ができたところ、あるいは希望のあった民間保育所から始めるという状況である。定員や保育士の手配等があるため、待機児童が発生している本市では、しばらくは公立の保育所で始めることは難しいと考えているという答弁がありました。

また、別の委員から、制度利用時の単価は、また、障がい児、医療的ケア児の受入れはどうするのかとの問いに対し、国から示されている利用者が支払う標準的な価格は、子ども1人につき1時間当たり300円程度で、それを施設が徴収する。市においては1人当たり幾らという補助の形で、令和7年度は施設に対して支払う予定をしている。なお、その単価は年齢によって異なり、障がい児等であるかどうかによって加算される金額もある。また、医療的ケア児等の受入れに当たっては、保育士や看護師の増員が必要となるので、その手配が可能かどうかを踏まえ、運営を進めていくこととなると考えるとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員から、まだ試行的な段階であるが、こども誰でも通園制度とうたっている以上、運用が始まれば、医療的ケア児への対応を求められると思うので、民間保育所とも密接に連携しながら対応をお願いしたいという要望がありました。

討論はなく、採決の結果全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第18号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第19号、葛城市公民館条例の一部を改正することについてでございます。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第20号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、及び議第21号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、本市には2つの小規模保育所があるが、代替保育を含め、連携する保育所について、市はどのように関与できるのかという問いがあり、今ある2園の小規模保育所については、設置された際に、葛城市の公立保育所と連携するという形で、当初から契約させていただいている。今回の改正で、この要件に該当して、何かしなくてはならない施設は市内にはない。全国的にまだ連携先が設けられてない小規模保育所が3割ほどあるようなので、それに基づき、今回の連携の緩和という措置になったと聞いているとの答弁がありました。

議第20号及び議第21号議案ともに討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正することについてでございます。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第23号、葛城市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第27号、葛城市下水道条例の一部を改正することについてでございます。

質疑では、今回の改正で資格要件が緩和されるということであるが、実態としては今どのような状態であるのかの問いがあり、本市の指定工事店の登録店数は、令和6年度で145件であるが、この中で営業所という形で登録されているのは3店舗のみであり、現状3店舗とも専属という形を取られてるため、現段階では何も影響しないものと考えたとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えまして、厚生文教常任委員会の報告といたします。

以上です。

奥本議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第20、議第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第3号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議第18号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第18号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、私は反対の立場から討論いたします。

本条例案は、葛城市国民健康保険税を構成する後期高齢者医療支援金等課税額の上限額を22万円から24万円に引き上げることを内容とするものであります。この引上げによって、葛城市国民健康保険税納付額の上限額は104万円から106万円に引き上げられることになります。

反対の理由を述べます。今、若い世代、子育て世代など現役世代におきまして、世論は手取りを増やせということであります。賃金が上がらない。実質賃金が25年以上にわたって下がり続けている日本の現状の中で、税と社会保険税の負担だけが上がり続けていって、可処分所得はどんどん少なくなっていることに対して、こうした若い世代の中には、本当に生活苦を訴える方が増えております。では、今回の条例改正による国民健康保険税の上限額の引上げが一体どういう影響を及ぼすでしょうか。夫婦2人世帯の国民健康保険被保険者の世帯では、年収811万円の世帯で国民健康保険税の上限額106万円を支払うことになりましたが、ご夫婦と子ども2人の子育て世帯では、年収733万円で106万円の国保税を支払うことになりました。大変大きな負担になります。子どもが多い世帯にとっては、子どもの均等割という形で所得の発生しない子どもに国民健康保険税がかけられることから、年収が低い方でも、子どもが多ければ多いほど国保税が高くなって、上限額に達するということになります。私はこ

うした今回の引上げについては、まさに、最も子育て世帯に影響のある引上げになると考えます。なお日本共産党は、この国民健康保険税の在り方につきましては、応益負担と応能負担の割合を応益負担よりも応能負担を増やすことをずっと求めてまいりました。奈良県の国民健康保険税においては、応益、応能、5対5であります。したがって、今回のように所得の高いところの上限額を引き上げということを一般的に反対するものではありません。しかし、これまでこうした上限額の引上げに当たりましては、引き上げた分で低所得の方々の被保険者に手当てをするということが抱き合わせで上限額を引き上げてきたものであります。しかしながら、今回は単純に上限額を引上げということだけになっておりますから、先ほど申しましたように、子どもさんがたくさんおられる世帯ほど大きな打撃があるということになっております。こうした上限額を引き上げるこの手当で、子どもの均等割額を減額するとか、低所得者に対する保険税を引き下げるとか、本来は抱き合わせで行うべきものではないでしょうか。私はこれまで繰り返し述べてまいりましたが、この国民健康保険税大変負担が大きいです。そのために、今被保険者が国民健康保険を脱会して、そして社会保険のほうを選択される、特に高齢者の方にはそういう方が大変増えております。そのためにどんどん国民健康保険被保険者が減るということで、更に国保会計が大変になっている。そこで更に引き上げることになれば、こうした動きを加速することになって、本当に国民健康保険制度が維持できなくなると思います。全国知事会や全国市長会も、公費の1兆円投入を求めるというふうな要望書を過去出しておりますけれども、本当に国費の負担、あるいは応益負担をやめて応能負担を強化するならば、そうした配慮のある引上げを行うべきだと考えます。以上の理由から本条例案に反対いたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

9番、松林謙司議員。

松林議員 私は議第18号、国民健康保険税条例改正案に賛成の立場で討論させていただきます。

少子高齢化と医療費高騰で国民健康保険制度は危機に瀕しております。所得だけではなく、資産状況も考慮した公平な保険料算定方法を導入することで、財政の安定化と高額負担者の軽減を同時に目指します。一部の懸念は理解をしますが、現状維持のリスクのほうが大きいため、本案による安定した保険制度の構築を期待するところであります。したがって、議第18号議案に賛成をいたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第18号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。
賛成多数であります。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。
日程第22、議第19号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第19号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。
日程第23、議第20号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第20号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり可決されました。
日程第24、議第21号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第21号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり可決されました。
日程第25、議第22号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第22号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決されました。
日程第26、議第23号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第23号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決されました。
日程第27、議第24号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第24号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第24号は原案のとおり可決されました。
日程第28、議第27号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第27号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第27号は原案のとおり可決されました。
続いて、日程第29、議第30号から日程第34、議第35号までの6議案を一括議題といたします。本6議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 議長のお許しを得ましたので、ご報告申し上げます。

去る3月6日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託されました議第30号から議第35号までの補正予算6議案につきまして、3月13日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

始めに議第30号、令和6年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決についてであります。

質疑では、総務費、退職手当特別負担金の対象人数はという問いがあり、当初予算では4名分と見込んでいたが、新たな退職者が出て、12名分を計上したものであるとの答弁がありました。

この答弁を受けて、対策としてのメンター・メンティー制度や係長制度の導入効果はという問いがあり、メンター・メンティー制度について、メンターになる職員を希望制としており、より効果的な方法を工夫しながら進めている状況である。また、係長制度についても、係長がリーダーシップを発揮し、係内をまとめて助け合う文化が根づいてきたように感じ、実施して2年目ではあるが、実感としてうまく機能していると考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、引き続き職場環境改善に努めてもらいたいという意見がございました。

また、別の委員から、退職者の内訳はという問いがあり、自己都合が4名で、うち50代が1名、40代が2名、30代1名、任期满了の20代が1名、定年退職者が5名、勸奨退職が2名であるとの答弁がありました。

この答弁を受け、いろんな仕組みに取り組んでいただいてありがたい。できるだけ早い段階で引き止められるよう、きめ細やかな対応をお願いしたいとの意見がございました。

また、他の委員から、現在、世間は転職ブームとなっているが、県内他市の離職率の比較など、外部の状況も含めて分析されているのかという問いがあり、他市の状況については調査などしていないため詳しいことは分からないが、行事等があった際に、情報交換で、若手職員の離職については話題となっており、効果的な対策も見つかっていない状況であるという答弁がございました。

この答弁を受け、このことは非常に問題であり、対策が見つからないで終わってはいけないと思う。若手職員に入ってもらうために、魅力づくりを検討してもらいたいという意見がございました。

次に、総務費、ふるさと応援寄附事務委託料の内訳と増額理由はという問いがあり、内訳として、返礼品代やその送料にかかる費用や、業者に支払う委託料であり、寄附金額が増額となったためであるとの答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員から、寄附金額が増額となったことは喜ばしい。ふるさと納税はイチゴやお米といった品を葛城市のブランドとして返礼しているという側面もあるほか、クラウドファンディングのような政策や事業に対して寄附金を募るという側面もあると思うが、理事者としての考えはという問いがあり、市長より、本市はふるさと納税に積極的に参加する方向で進んでいる。それに伴って、年々寄附金額も上がってきている状況である。この状況を踏まえて全体を見てみると、やはり返礼品の数に比例しているのではないかと思われる。そのため、どのような返礼品を地場産業の中でつくっていただけるのかというところが、寄附金額が上がるころだと考えている。また、述べた以外に種々の手法があると思う。一定の方向性の使途を持たせた中で寄附を募るという考え方ももちろんあるため、総合的な

判断でやっていきたいと考えている。ふるさと納税の制度の中で、どのような手法が一番効果的であるのかを考えていきたいという答弁がありました。

次に、民生費、保育士派遣業務委託料の減額理由はという問いがあり、当初6名が7時間45分の勤務を243日間で予算を見込んでいたが、実際は、4.75人となる見込みで、勤務時間も7時間勤務を希望する方や、年度途中からの契約となった方がいたことなどにより発生した不用額を減額するものであるとの答弁がございました。

この答弁を受け、希望する人数は派遣してもらえていない状況であるのかという問いがあり、必ずしも葛城市への勤務を希望して登録していただいている保育士が常におられるというわけでないことや、派遣していただいている保育士が育児休業を取得するということから、常時こちらの需要に応じてもらえるような状態ではない。そのため、派遣会社と連携を密にしながら、保育士の確保に努めているところであるとの答弁がありました。

次に、衛生費、妊婦健康診査委託料の増額補正の理由はという問いがあり、妊婦健康診査委託料の内訳として、妊婦健康診査委託料と妊婦歯科健診委託料、そして、妊娠判定委託料の3つが入っており、そのうち妊婦健康診査委託料については、利用件数が増加したことから、360人から380人に見込み人数が増加し、1人当たりの平均利用額も増加したことから、約5万5,000円から5万6,000円に見込額を増やしたからであるという答弁がありました。

この答弁を受け、妊婦健康診査委託料の見込み人数を360人から380人に増やしたとのことだが、妊娠届数が増えているのかという問いがあり、年度内の妊娠届出数だけでなく、前年度の妊娠届出状況によっても件数は変わる。今年度利用者数は当初令和5年度より下がると見込んでいたが、秋頃から利用者の増加が見られたため、令和5年度と同等の利用者数を見込んだという答弁がございました。

次に、土木費、国鉄・坊城線整備事業について、測量設計等委託料の196万円が計上されているが、具体的な事業内容は、また、このタイミングで出てくる理由はとの問いがあり、今回の工事の振動などで被害を受けられている家屋に対し、その分を補償する業務を委託するものである。当初予算で計上していたが、国の補助金の内示割れを起し、減額を検討する中で、国の補正予算を獲得することができ、積算を見直したところ、増額になったとの答弁がありました。

次に、土木費、尺土駅前周辺事業について、1億1,000万円ほどの減額となっているが、減額理由と現在の進捗状況はという問いがあり、減額金額が大きな要因は2つあり、1つが橋周辺の道路整備の補助金の内示割れによる未執行になったこと、また、1つは、エレベーターが入札により見込みよりも安くなったことであるとの答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員からは、補助金がつかなかった理由はとの問いがあり、国が総額の中で各市町村に割り振る形を取られている。市長には、陳情に行ってくださいなどして、できるだけ多く獲得するようにしているとの答弁がございました。

この答弁を受け、葛城市のメインとなっている事業のため、きっちり確保していくようにしていただきたいという要望がありました。

次に、教育費、学校管理費の工事請負費について、どのような内容かとの問いがあり、新

庄小学校管理棟及び屋内運動場長寿命化改修工事のうち、令和６年度の国庫補助金を前倒しにかかる費用として１億４,５５７万２,０００円、新庄北小学校の門扉に電子ロックを整備する学校施設防犯対策工事について１９７万５,０００円、當麻小学校の図書室及び職員室、校長室の老朽化した空調設備の更新工事について、２,５０２万５,０００円を追加するものであるとの答弁がありました。

この答弁を受け、このタイミングで補正する理由はとの問いがあり、いずれの事業についても、国の交付金の対象事業となるため、国の補正予算に合わせて前倒し予算化することで、より有利な財源確保となり、これによって事業を進めるものである。当該事業分については、全額を繰り越し、令和７年度に執行させていただくとの答弁がございました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第３１号、令和６年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の議決についてであります。

質疑では、介護納付金分現年課税分が増額となっている理由はとの問いがあり、令和６年度の予算作成時点に比べると、令和６年１０月時点で、所得階層の比較的高い世帯が増加しており、それによって所得割額が増額となっているとの答弁がございました。

この答弁を受け、所得割額が増えたということであるが、それであれば、医療給付費分現年課税分が減額となっている理由はとの問いがあり、被保険者数、世帯数が減っており、均等割額と平等割額が減額となり、１００万円の減額となっているためであるとの答弁がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第３２号、令和６年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第３号）の議決についてであります。質疑では、歳入で、他会計繰入金が４３８万７,０００円となっているが、これは給食食材費の高騰分などに関係があるのかとの問いがあり、当初に見込んでいた生徒児童よりも少なくなったため、保護者からの負担金を減額、原材料費について公費負担としており、提供する食数が見込みを下回って、歳出予算が不足するため、同額を一般会計から繰入れするものである。当初から材料費の増額分については、４３８万７,０００円を１２月に補正させていただいた３００万７,０００円、合わせて７３９万４,０００円となるとの答弁がございました。

この答弁を受け、見込み違いであるとのことだが、具体的に何人程度かとの問いがあり、給食材料費に不足がないようにするため、例年現行の児童・生徒数よりも少し余裕を見越した人数で予算を計上させていただいている。今回予算を見込んだところ、実数は少し少なくなった。学校の規模にもよるが、１学年当たり１人または２人を多く見込んでいるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第３３号、令和６年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１号）の議決についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第３４号、令和６年度葛城市水道事業会計補正予算（第３号）の議決についてであ

ります。

若干の質疑がございましたが、討論なく、採決の結果全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第35号、令和6年度葛城市下水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、このほかにも、各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えて、予算特別委員会の補正予算の審査報告といたします。

以上でございます。

奥本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず日程第29、議第30号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第30号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

日程第30、議第31号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第31号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

日程第31、議第32号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第32号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

日程第32、議第33号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第33号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

日程第33、議第34号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第34号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

日程第34、議第35号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第35号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第35、議第36号議案を議題といたします。本案は予算特別委員会に付託されておりますので、本案に関する審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 去る3月6日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託されました令和

7年度当初予算9議案につきまして、17日、18日、19日、21日の4日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、ただいま上程されております議第36号、令和7年度葛城市一般会計予算の議決について、予算特別委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

歳出の総務費では、市有財産管理事業、(仮称) 當麻複合施設周辺エリア活用事業支援業務委託料について、主として周辺エリアの活用にどのようなイメージを持っているのかという問いがあり、跡地利用については、幅広い事業者に応募してもらえるように考えている。その中でも、生活利便施設事業者がよいと考えている。また、事業者に来ていただいて終わりではなく、複合施設と連携して業務ができればと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、やはりいまだ方針が定まってい不到いように感じる。にぎわいを創出していく場所としたいのであれば、市民にとって何が必要なのか、日々アンテナを張って委託事業者がこのエリアにこういう施設を持てきたいという意図をきちんと伝えてもらいたいと思うが、市の考えはという問いがあり、市長より、住民の皆さんと意見交換をする中で、市民ニーズはかなり絞られてきており、商業施設の誘致にかかっているところで、市が求めているものの実現に向けて頑張っていきたいと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、商業施設を誘致することなので、それを念頭に置いた委託契約をして、業者にしっかりと意思を伝え、リードを取って進めていただきたいという意見がございました。

また、別の委員から、移住・就業・起業支援事業、移住・定住促進PR動画作成業務委託料について、事業内容はという問いがあり、30秒程度の動画をSNS等の広告に上げ、2分程度の動画も作成し、ホームページに誘導して、市の取組や政策を紹介していきたいと考えている。また、効果的に魅力を伝えるために、実際に移住された方にインタビューをしたいと考えているという答弁がございました。

この答弁を受けて、広告費にどれくらいの費用をかけて、どれくらいの期間広告を映すのかという問いがあり、市長より、これから検討に入るところであるが、広告を出す先を、移住地や年齢層、生活様式まで、指定ができるような状況であるので、家の購入や転住を考えておられる方を対象に広告を映すことになると思う。その広告の委託料についても、様々なやり方があり、成功報酬や視聴回数の多さによって変わってくると思うので、業者と話し合いながら研究して進めていきたいと考えているという答弁がございました。

この答弁を受け、県内に広告を映すだけでも多大な費用がかかり、全国に広告を打つ場合の費用は、これからの研究で分かってくると思うが、これだけでは足りないと思う。前向きにお金を使い、実績を増やしてもらいたい。また、奈良県の観光PR動画も参考にして研究をしてもらいたいという意見がございました。

次に、企画費、市制20周年記念事業バス借り上げ料について、計上理由やその内容という問いがあり、芝桜まつりの開催の際のシャトルバスの運行委託料として予算を計上しているもので、現時点では12日と19日に、ほんみちの駐車場、奈良県社会教育センターの駐車場と道の駅かつらぎを往復するようなバスの運行を予定しているという答弁があり、この答弁を

受け、駐車場はそれぞれ何台まで車を止められるのかという問いに対し、駐車台数については、ほんみちで500台程度、社会教育センターで100台程度と見込んでいるとの答弁がありました。

この答弁を受け、駐車場を利用する方が少なければ、混雑の解消にはつながらないので、事前の周知を広報やホームページ、SNSなどでしっかりとさせていただきたいという要望がありました。

また、別の委員から、芝桜まつり運営業務委託料と出演者謝礼の内訳と職員の動員体制はどのようなになっているのかという問いがあり、芝桜まつり運営事業委託料については、イベント物品や舞台関係に180万円程度、模擬店の関係費用に60万円程度、電気関係設備費に40万円程度、駐車場、交通整理に20万円程度、子どものイベントコーナーに30万円程度、ライトアップに250万円程度、広報に30万円程度、人件費に360万円程度、検討中であるが、スタンブラリーに20万円程度と見込んでおり、出演者謝礼については、観光大使やこちらから出演を依頼した方がいらっしゃった場合も含めて計上しているものである。職員の動員体制については、これから具体的に検討していこうと考えているところで、土日については、多少職員の動員というものをかけ、会場内への誘導や夜間のイベント関係を職員でやってもらおうと考えている。平日の動員については、業務が絶対に支障を来さないよう対応してまいりたいという答弁がありました。

答弁を受け、前回は大変混雑となり、今回も大勢の方がいらっしゃると思う。駐車場等来場者の誘導をしっかりしていただき、出店者の成果も最大になるようにしていただきたい。また、市民の方には、一番に楽しんでいただけるようにしていただきたい。すばらしいイベントとなるよう期待しているという意見がありました。

また、別の委員から、公園まつりや以前の葛城フェスタなど、市民の方々が盛り上げる催しがある。この芝桜まつりは、2回目の開催でイベントの内容等を業者委託をしていると思うが、今後、地域住民の参画について考えているのかという問いがあり、芝桜まつりの今後の在り方については、補助金がついたので、3年間は行政でやっていこうと検討しており、その後は実行委員会のようなものを組織して、将来的にはそれらが主体となり、市は支援に回り、持続的な運営をしていきたいと考えているという答弁がございました。

次に、民生費では、いきいきセンター管理事業用購入費について、駐車場拡張整備工事に係るものであると思うが、広さや駐車台数は。また、いきいきセンターの利用者増加に伴うものであると思うが、その要因はという問いに対し、場所は、施設の西側に隣接する土地5筆で、登記簿面積で合計2,570.15平方メートルを予定している。駐車台数については、設計により増減するかもしれないが、現状では約60台程度の駐車が可能になる予定で進めている。利用者については、令和6年度からリニューアルオープンし、好評を得ており、それが人づてに広がり、自然的に増加している部分と、アクティブシニアフィットネスで1日15人の3教室で合計45名の受講があることが増加の要因となっているとの答弁がありました。

この答弁を受け、別の委員からは、駐車台数60台ということで、かなり広いと思うが、そ

れだけ必要なのか、いきいきセンターが、指定避難所になっていることと関係があるのかとの問いがあり、市長より、最近のいきいきセンターが非常に活況で駐車場が狭いというのはあるが、いきいきセンターが避難場所になっていることと、受援体制を整えているという考えがある。現在、公共施設などのほとんどを避難場所として活用することになっており、現体制の施設は非常に不足をしている。いきいきセンターの体育館は、現在防災としての活用がなされておらず、防災受援体制の1つの活用方法を模索した中で、駐車場等のスペースも必要になるという総合的な判断から、予算計上させていただいたとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、受援体制の拠点ということも併せて複合的な利用を考えていращやるということで納得した。高田川周辺であるため、越水などの心配がないのか気になる。調査研究をしていただき、想定や対策も行っていたきたいとの意見がございました。

また、児童館・学童保育所運営事業で人件費及び報酬が計上されたが、学童保育所の運営方針は、この人件費等で雇用している職員または会計年度任用職員で決めているのか。例えば、それぞれの学童保育所で外遊びをさせてほしいという声があるが、どこに決定権があるのかという問いに対し、運営については、法令を厳守しながら、児童の安心・安全な生活の場の提供と健全な育成を目指すこととしており、担当課で決めている。学童での外遊びは学童の滞在時間が長時間となる夏休みなどがメインとなるが、夏の屋外は熱中症の危険があり、児童の安全確保の観点から控えている。また、国が規定する学童を運営する上で必要な人員数は常に満たしているが、外遊びと室内、施設内で2つに分かれると、職員が分散することになり、外遊びをする際の安全を担保できるだけの職員数の確保が難しいという課題がある。今後、職員の安全講習の実施やアクティブな出前講座など、児童の安全を確保した上で、楽しく体を動かす機会をつくる方法を研究してまいりたいとの答弁がございました。

この答弁を受け、別の委員から、課題として人員確保が挙げられたが、他市では補助員として、夏休みに学生に来てもらっているところもある。主任放課後支援員はハードルが高いかもしれないが、補助員では基準は満たされないのかという問いがあり、放課後児童支援員が1単位に2人必要で、2人のうちの1人は補助員でもよいという決まりになっているが、場所が分かれてしまうと、単位が2つになるため、それぞれに支援員が必要になる。補助員がいたとしても主たる支援員がいないので、補助員を補充したとしても成立できかねるとの答弁がございました。

この答弁を受け、委員からは、葛城市の子どもが伸び伸びとできるような環境を提供できるように、人員確保に努めていただきたいとの要望や、余裕を持った資格者の確保について、これから検討していただきたい。また、学童でのお弁当の提供についても、研究していただきたいとの要望がございました。

次に、衛生費では、火葬場管理事業工事請負費について、火葬場の待合棟のトイレの改修工事であると思うが、バリアフリー化を行うものか、また、なぜ火葬場なのかという問いがあり、現在、山麓公園火葬場、霊苑ともに多目的トイレはなく、利用者の利便性を考慮し、火葬場待合棟の男子トイレを和式から洋式に改修するとともに、多目的トイレ化を行う。火

葬場は休館日が1月1日と1月2日になっており、それ以外は必ず職員が常駐しているため、管理がしやすいということで、入り口と廊下が広く、バリアフリー化もできているためであるとの答弁がありました。

この答弁を受け、他の委員から、山麓公園の利用者も利用できるとのことだが、屋外のトイレを利用される方が多いと思う。火葬場のトイレへの誘導はどのように工夫されるのかという問いがあり、この工事の中で看板を3つ作らせていただこうと考えている。そのうちの2つは多目的トイレの案内、もう一つは、間違っ火葬場のほうに入られることのないように、火葬場への立入禁止を啓発するものを予定しているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、山麓公園の遊具がきれいになり、市民から好評の声が届いている。利用者も増えていると思うので、トイレへの誘導については、お願いしたいとの要望がありました。

また、健康づくり推進事業費、歯周病検診委託料について、新規で行われるとのことだが、どのような内容で、市民の方はこういったサービスを受けられるのかという問いがあり、市民の歯及び口腔の健康づくりを図り、全身の健康の保持増進に寄与することを目的とした事業で、従来から実施している妊婦歯科検診と統合して行う予定である。対象者は20歳から70歳の10歳ごとの節目年齢の方及び妊婦の方で、市内の委託歯科医院において、個別検診で実施する。費用単価は4,000円で、節目年齢の方については、そのうち2,480円は県の補助があり、自己負担はないとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員から、20歳ぐらいの年齢になれば、市外の歯科医院に通われている方もいると思うが、乳児の1か月健診のように、負担金というのは考えられなかったかとの問いがあり、乳児の1か月健診のように、県内規模でできたらいいが、歯周疾患に関しては、広域的な医師会との話合いができておらず、奈良県全体でもそういうものがまだ構築されていない。受診だけでなく、精密検査などの精度管理を大事にしたいというところや、受診された後の病院とのつながりなどのフォローに関しても、きっちりと市で担っていききたいという中身を大事にしたいというところから、市内の歯科委託医療機関としっかりと協議をさせていただき、まずは検診を充実させていきたいという思いから契約に至ったとの答弁がありました。

次に、農林商工費では、農業振興費の耕作放棄地対策検討支援業務委託料について、どのようなことを行うのかという問いに対し、耕作放棄地については、これまでの施策とともに、行政が主体となって農地を保全していく必要があり、抜本的な解消を図るための方策についての検討支援業務委託である。令和7年度では、まず、調査をして論点整理をすることが中心となり、新たな組織を立ち上げることへのメリットやデメリット、財政負担などについて検討し、慎重に進めるための業務であるという答弁がありました。

また、市長からは、農林水産省が推奨している集落営農など、いろんな組織体をつくりながら、農地の保全に関わってきたが、その組織体自身の組織年齢層が非常に高齢化している中で、次の解決策というのはなかなか見つからない状況である。解決に向けた施策の考え方を抜本的に変えられないかという問題意識の中で、行政の直接管理ができるのか、できない

のかも含め、いろんな検討に入ることである。どれぐらいの耕作放棄地があつて、農家の方の意識がどのようにあるのかという地域ごとのデータも集めるが、次のステップとして、どのような形であればそれが解決できるのかという大きな1つの方向性を最終的に見いだせればというところまでを含めた予算づけであるという答弁がありました。

この答弁を受け、どういったところに委託されるのかという問いがあり、幅広く今後の方向性の可能性を探るために、公募型プロポーザルを実施する予定をしており、委託業者は、農業分野に詳しいコンサルタントなどを想定しているという答弁がございました。

また、広域連携事業、(仮称)西の山の辺の道調査等業務委託料が計上されているが、山麓エリアの活性化のために、この事業を成功させるには市が主導していく必要があると思う。市長の考えはという問いがあり、市長から、4市の中では必要だと考えてスタートを切ったが、予算化する段階に各市の思いは温度差があり、調整に時間がかかっている。山麓エリアの方にこの事業の話をする、ぜひ進めていただきたいという意見を伺っているので、二上山から笛吹神社の間だけでも、まず先行的にどのルートを通ればいいのか、どのような観光資源を結びつけたらいいのかなど調査を始めたいと考えている。並行して各市に対して訴えかけというのは続けていくが、まず、一步を踏み出すということに全力を傾けたいという答弁がありました。

この答弁を受け、市長の思いは理解したが、過去に市内の周遊ルートを作成していると思うので、それも生かせるように考えながら進めていただきたいという要望がございました。

また、別の委員から、この広域連携事業の中心地となる御所市と葛城市で共通事項を見つけて協議会を2市からでもつくってこうという考えはあるのかという問いがあり、市長からは、御所市と葛城市が(仮称)西の山の辺の道のメインとなると思うので、2市がまとまるというのが一番成功の近道だと考えている。ただスピード感を非常に大切にしないといけない事業だと考えているので、本市のルート、調査等を並行して頑張っていきたいと考えているという答弁がございました。

この答弁を受け、同時進行で構わないと思うが、令和7年度には、御所市と何らかの事を進めていただきたいという要望がありました。

次に、土木費では、都市計画費、都市計画マスタープランの策定業務委託料について、マスタープランの作成にどのような市長の思いを反映させるのかという問いがあり、市長より、今回策定する計画は、私自身が初めてつくる計画となる。まちづくりの一番根本は市民第一の住みよいまちづくりで、この計画の策定は、住みよいまちについて細分化していく作業となる。また、2町が合併したために、2つの拠点があり、それらを1つの施設にまとめていくための施策が必要と感じている。自身がどの程度関与し、チェックできるのかというところは非常に大切なことであるが、現場と密接に話し合いをしながら進めていきたいという答弁がございました。

この答弁を受け、しっかりとそういう計画を立てて、その方向に向かって葛城市のこれからの10年を堅実にかじ取りしていただきたい。コンサルタントに作業の全てを任せず、しっかりと市長自ら作成して、また、担当課もしっかりと責任を持って取り組んでいただきたい

という意見がございました。

次に、消防費では、防災マップ整備業務委託について、前回、防災マップを発行したのは令和2年度で、今回令和7年度予算に計上されているので、5年ごとの改定で配付するのか。また、前は大字への聞き取り調査を実施されたが、今回も聞き取り調査をするのかという問いに対し、ハザードマップの更新頻度については、国土交通省の指導要領に更新時期の規定はなく、更新の頻度やタイミングは自治体の判断に任されている。今回の改定は、令和7年度に奈良県において、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が見直されたことや、令和5年5月に奈良県より中小河川の洪水想定区域図が公表されていることから、それらを反映した地域防災マップの見直しを行うものである。現在の地域防災マップは、令和2年度に作成したもので、5か年が経過している。なお、今現在各大字を回り、聞き取りをさせていただいているところだが、その情報も反映した地域防災マップの策定を検討している。

さらに、今回の防災マップの更新で新たに追加掲載を検討している情報等はあるのかという問いに対し、地域防災マップに新たな表記、追加の掲載するものはないが、各大字で聞き取り調査をする中で、指定緊急避難場所と指定避難場所の違いが分かりにくいということと、浸水想定区域の色分け区分が判別しにくいということを聞いているので、その点を修正するという答弁がありました。

次に、教育費では、屋内運動場空調設備計画策定業務委託料について、業務の内容はという問いに対して、施設利用者の環境改善と避難所としての性能向上のため、屋内運動場に空調設備を新設するに当たり、最も効果的な手法を探るための計画を策定するものである。主な業務の内容は、既存建物の現状調査、空調の熱源等の手法の選定、要求水準、事業実施の計画までを求めていくものであるという答弁があり、これを受け、このたびの計画策定についてどれだけの施設を予定しているのか、また、優先順位等はあるのかという問いがあり、対象と考えているのは、市内の小学校5校、中学校2校の7つの屋内運動場と、當麻スポーツセンター、新庄スポーツセンター、市民体育館の3施設を含め、10施設の屋内運動場について計画の策定を予定している。優先順位については、諸条件を加味し、計画を策定していく中で整理したいという答弁がございました。

さらに、別の委員からの、体育館の冷暖房ということで、計画の中に、ランニングコストについてもあったと思うが、避難所になったときのみ稼働するのか、通常の学校活動においても、稼働するのか。地域のクラブが使用するときにも稼働するのか。そのときの使用料が発生するのか、そのような面も含めて検討していただいているのか。また、導入に関して、国の補助金はあるのかという問いに対して、ランニングコストについては、シミュレーションを実施した上で、どの程度まで使用できるのか検討していく。補助金については、学校施設であれば、学校施設環境改善交付金の活用も視野に入れ、その他緊急防災・減災事業費と、いろんな補助金の施策もあると思うので、このような財源の補てんについても、本計画の中で同時に検討していきたいと考えているという答弁がございました。

この答弁を受け、冷暖房を常時稼働させるのと、指定避難所だから避難しているときだけ稼働するのでは、大きくコストが違うと思う。日本の避難所は劣悪だと言われることから

も、改善するためにも、避難所として使用する場合は問題ないと思うが、問題は、その負担に堪えられるかということもあるので、本計画でしっかりと調査していただきたいという要望がございました。

次に、諸支出金では、基金費、社会福祉振興基金費について、国民健康保険特別会計から1億円以上積み立てている目的はという問いがあり、具体的な目的はないが、社会福祉振興基金の条例の高齢化社会の到来に備え、福祉活動を促進し、快適な生活環境の形成を図るためという設置目的に沿って基金に積み立てて、福祉全般に活用する予定であるという答弁がありました。

この答弁を受け、積み立てた基金を国民健康保険特別会計に戻すことはできるのかという問いに対し、基本的にできないと考えているという答弁がございました。

この答弁を受け、もともと国民健康保険特別会計に積み立てていた基金は、万が一、県への納付金が納められないときに備えるためにためのものであり、今回一般会計に繰り入れると、国民健康保険特別会計に戻せなくなるため、もう少し検討する必要があるのではないかという意見がありました。

次に、歳入では、14款2項4目の土木費、国庫補助金が令和6年度より減額となっているが、その理由はという問いがあり、一番減額が大きいものが尺土駅前周辺整備事業の関係で、令和6年度と比べて1億1,330万円の減額となっている。これは令和6年度に実施したエレベーターの工事の関係の分で全体の減額の96%を占めている。そのほかにも工事のできる範囲、用地、補償などで現状でできるものを積み上げた結果、増減があるという答弁がございました。

この答弁を受け、減額理由は理解したが、例えば、弁之庄・木戸線など、国に要望を出しているものについて、なぜ予算を積み上げていないのかという問いがあり、用地の部分で買っていないところは、都市計画決定をしながら、できないかということを県とは調整しているが、市街化区域に沿ったルートであるなど諸条件があり、可視化できない部分が多いのが現状であるという答弁がありました。

この答弁を受け、令和7年度予算では、6年度に比べて、土木費の国庫補助金が減額となっているが、葛城市にとって道路はまだ必要なので、国にきっちりと要望して補助金を確保していかないといけないという意見がございました。

また、別の委員から、20款4項2節の保育所給食代及び認定こども園給食代は令和6年度と比べてどうなっているのかという問いがあり、幼稚園区分として利用されている方は、令和6年度と同様に3,500円で積算し、保育所区分として利用されている方は、公定価格を基に令和6年度と比較して、100円値上げした5,600円で積算をしている。磐城認定こども園は自園調理の給食を提供しており、学校給食センターから給食を搬入しているわけではないが、磐城認定こども園を幼稚園区分として使われる方に関しては、校区というものがあり、その校区にいる方は、磐城認定こども園以外に選ぶことができないということもあるので、幼稚園との整合性を考え、据置きという形を取らせていただいているという答弁がありました。

この答弁を受け、認定こども園は自園調理で、幼稚園区分の方も保育所区分の方も同じ給

食を食べる。そうすると、幼稚園教育を受ける方には学校給食センターの搬入と同様に、食材費は一般会計から出ていることになると言える。同じ園で同じ給食を食べ、保育所のサービスを受ける保護者は100円アップになるが、幼稚園教育を受ける方はそうならないというのは、市民からすると問題だと思う。物価高騰の中で、学校給食と同様に、保育所についても配慮があってもよかったのではないかという意見がございました。

最後に一括質疑では、令和7年度一般会計予算の中で、人件費の占める割合が19.1%となっているが、職員の給与水準を示すラスパイレス指数は町村を含めた全国の自治体の中でも、低くなっている。この原因と改善策はという問いがあり、葛城市は、国と同じ給料表で運用しているが、10級までであるところ、本市は1級から7級までの使用としており、国では本市よりも早く職員が昇格できるので、国との格差が広がっていく要因となっている。また、合併以降旧町の規則のままで運用している部分もあることも、ラスパイレス指数が低い要因であると考えられる。ラスパイレス指数の改善の取組については、令和5年度から、職務経験を有する職員の昇任試験の受験機会が早く到来するような変更などを行っているが、ラスパイレス指数の改善に向け、更に研究をしていくとの答弁がございました。

また、市長からは、合併当時に給与体系についてすり合わせたルールが現在もそのまま来ているのが、今回の数字となっている大きな理由と考えている。財政運営をする中で、人件費が市町村の行政サービスの中でのどの程度の割合を占めているのかというところを見ており、現在本市の人件費の割合は、同規模の自治体の中では非常に高い状態にある。その要因を調べ、適正な給与水準を議論しながら、少しでも水準を上げられるように頑張りたいと考えているという答弁がありました。

この答弁を受け、ラスパイレス指数が低い状況は、職員のモチベーションもなかなか上がらないと思う。規則の改正も含め、現状に合った給与を研究し、早期に待遇改善を求めるという要望がございました。

また、他の委員から、(仮称)西の山の辺の道事業を契機として、山麓エリアのまちづくりをしていくということを掲げておられるが、この事業を広域連携事業とする意義はどのように考えているのかという問いがあり、市長からは、山麓エリアのまちづくりの中で(仮称)西の山の辺の道というハイキングロードが必要であると感じている。ただ、葛城市だけではなくて、そのスケールを大きくすることによって、更に外部に対する発信の仕方や魅力アップできるという考え方を持っている。この事業については、スケールメリットと考えると、最終的にはそちらのほうに持っていきたい。ただどうしても、各自治体で制約があり、我々の予算の及ぶ範囲は葛城市となるので、その部分と並行させながら進めていきたいと考えている。最終的な目的としては、まちづくりを成功させ、まちを活性化し、次の世代に豊かな葛城市をバトンタッチするためと考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、この事業をやり抜こうという強い意志は感じているが、他市との合意形成を図りながら、同時進行で事業を進めていくという手法で本当に広域連携になっているのか危惧しているので、条件をつけなければならないか検討しているという意見がありました。

続いて、他の委員から、(仮称)西の山の辺の道事業にも関係するが、葛城市は近隣自治

体と連携性があり、まちづくりをしていこうとするならば、近隣との密接な連携が必要だと考える。市長は、今後どのような連携をしながらのまちづくりを考えておられるのかという問いに対し、市長から、香芝市、葛城市、御所市、大和高田市の4市を取り上げても、その状況は異なるので、そういった部分をすり合わせていくのが1つのハードルであるが、地域の発展を共に願っているのもので、その発展について共有した認識を持てれば、結論を出せると考えている。広域行政としてクリアしていくには、トップ同士が会って、ハードルの越え方を議論し、その手段を見つけていきたいので、近隣市とは話をしに行く予定であるという答弁がありました。

この答弁を受け、市ごとにそれぞれの条件が違うので、それをすり合わせるということは大変難しいと思うが、近隣のまちの中では阿古市長が一番長く市長をされ、年長者でもあるので、リーダーシップを取ってやっていただきたいという要望がありました。

また、他の委員からおひさま堆肥場を多目的広場に移すことについて、他の公有地で、もっと適切な場所があると思う。また、(仮称)西の山の辺の道事業で、山麓エリアの活性を考えるという時期に、バーベキューのできる多目的広場をなくすのも違和感がある。火葬場を造るときの地域での約束であった施設を変えてしまうのは非常に不適切だと思うが、市としての考えはという問いがあり、副市長から、場所については、農業者健康管理休養センターなども含めて、あらゆるところをおひさま堆肥にふさわしい場所かどうか、担当部署で当たってもらった。おひさま堆肥には、例えば臭いなど、いろんな環境問題等があるので、適した場所が一番望ましいと考えている。そういった中で、(仮称)西の山の辺の道は、長いスパンで御所市や香芝市と一緒にあって地域の観光を盛り上げていこうとしており、バーベキュー場を完全になくすというのではなく、社会教育センターの跡地の問題もあるので、集客施設の誘致というものも考え、そこに一例としてバーベキュー場をつけるといった構想も持っている。また、設置当時の思いもないがしろにしているというわけでは全くないが、時代の変遷とともに、バーベキュー場の在り方を検討し、市全体を考えたときに、(仮称)西の山の辺の道の構成も視野に入れながら、構想をつくっている段階ということでご理解をいただきたいという答弁がございました。

この答弁を受け、臭いなどの問題もあるということだが、もともと多目的広場は、その地域との約束で、楽しんでもらう施設として設置されている。この件は白紙に戻して議論する必要があるという意見がございました。

また、他の委員から、監査委員の監査報告には、各部署に対する指摘事項などあるが、毎回指摘事項の改善についてはどう考えているのかという問いがあり、各部に対して毎年意見があり、去年あったものが今年も出てくるということはある。改善ができなければ、また引き続いて次の年度にどう反映するのかということ念頭に置いて予算編成を行っているという答弁がございました。

この答弁を受け、同じ指摘事項がある場合、そこは重要課題と思うので、引き続き改善に向けてお願いしたいという要望がございました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

この決定を受け、委員から、(仮称)西の山の辺の道事業に関して、広域連携をなし得るための具体的な計画を議会に提示し、報告を行うこと、広域連携の協議会設立を早期に行うことなどを求める附帯決議案が提出されました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で附帯決議を付すことに決定をいたしました。本日の本会議に委員会発議で附帯決議を提案することになりました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多く意見、要望が出されたことも伝え、当委員会の報告といたします。

以上でございます。

奥本議長 以上で議第36号議案に関する予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第36号、令和7年度葛城市一般会計予算の議決について反対の立場から討論いたします。

本一般会計予算は、歳入歳出194億5,600万円と、過去最高の予算となっております。阿古市長は、施政方針において、4つの重点施策を示されました。1つ目は観光施策の推進、2つ目は農地の有効活用、3つ目は當麻庁舎周辺エリアの再編、4つ目は災害に強いまちづくりであります。令和7年度一般会計予算においては、この重点項目に従って、それらの施策を推進するための予算が計上されているところであります。

では、反対の意見を述べさせていただきます。

1つ目は、今、国民、市民が最も求めているのは、物価高騰に対する施策であります。しかしながら、今回の令和7年度葛城市一般会計予算におきましては、こうした物価高騰対策に対する新たな事業の予算は、計上されておられません。令和6年度の補正予算において、国の物価高騰対応地方創生臨時交付金を使った葛城市の物価高騰対策止まりとなっております。例えば学校給食の食材費の高騰分につきましては、学校給食費の値上げはせずに、一般会計によって、これまでどおり、食材の高騰に対しては給食費を上げることで対応することはしないと、これまでどおりの施策にはなっておりますけれども、先ほどの委員長報告にもございました葛城市公立保育所の給食については、月100円の値上げということになっております。その一方で、幼稚園児に対応するところの区分のあるところは、学校給食であるとして、値上げされてないと。大変不公平、同じ年齢で、同じように子育てして、幼稚園のほうへ行かせれば、給食費が上がらない。保育所に行かせれば、給食費が上がる。私は今の物価高騰対応の中で、あるべき施策でないと考えております。さらには、今、県内の市町村におきましても、葛城市と同様、子どもの医療費の18歳までの完全無償化や、保育の第2子以降の完全無償化、それを行いながら、かつ学校給食の無償化まで進み始めている自治体が、今、出てきております。しかし、令和7年度葛城市一般会計予算におきましては、学校給食の無償

化ということの動きはございません。

このように、物価高騰対策について、このほかにも委員会で述べましたけれども、全く対応されていない。これは現在の社会情勢においてふさわしい予算と言えないと考えております。

2つ目は、子ども・子育て支援に重点が本当に置かれているのかということでもあります。4つの重点施策の中に子ども・子育て施策がありませんでした。もちろん、市長の公約であります子ども・子育て支援、子育てしやすいまちということで、配慮のある予算は組まれておりますけれども、現在の市民の要望に応える新たな事業については全く計上されていないと考えます。とりわけ地域子ども・子育て支援拠点事業について、私、一般質問で取り上げましたけれども、土日にこうした子ども広場、子育て広場、いわゆるつどいの広場ですけれども、大変要望が強く、近隣市でもそうしたことで土日開設をやり始めてきております。しかし、葛城市においてはそうした取組が全く見えない、こんな状況になっております。また、子育てにおける子ども・子育て支援におきましては、保育士の待遇改善、保育士の確保ということが大変重要になるわけですが、葛城市の保育士におきましては、ほぼフルタイムで働きながら、パートタイム会計任用職員の職に置かれている保育士がおります。私は正職員としてきちっと処遇すべきだと考えます。このこと1つ取っても本当に子ども・子育て支援に本腰を入れて葛城市が向かっているというふうに私は感じません。その意味で、本予算については、賛成できるものではありません。

3つ目は行財政改革への取組であります。今、市民の方々の生活を守っていく、あるいは様々な要望に応えるためには、大変多くの財源を必要といたします。したがって、私はこの間ずっと議員になってから一貫して、行財政改革をきちっと行って、無駄を省いて、そうした費用を生み出していくことについて具体的に提案をしまいいりました。1つは、入札契約改革による公共調達による、調達費を下げっていく問題であります。また、クリーンセンターにおけるコスト意識を持って、これを削減していく問題でもあります。今議会におきましては、環境省の一般廃棄物会計基準、ここが市町村に対して示しているコスト計算方式、これがなかなか難しいとしても、リサイクル施設において一体どれほどコストがかかっているのか、これをきちっと出してほしいということを求めました。これは民間事業者でも同様の事業をやっている業者と比べて、一体トン当たりどれぐらいのコストがかかっているのか、と申しますのは、本予算におきましては、修繕費として8,377万円計上されてますが、一昨年、1億9,789万円で、このリサイクル施設の修繕を行っています。2年間で2億を超える修繕費をかけているわけです。果たして民間事業と比べて、こうしたコストでどうなのか、こうした意識が本当に葛城市にあるのかどうか、私は疑問と感じるところであります。

葛城市制20周年に当たって、私は昨年の9月の決算特別委員会において、市制になって20年、この行政の見直し、これをしっかりやってほしいということをお願いしました。補助金行政の在り方がどうか、あるいは土地借上料の問題、旧町から引き継いできた様々なものを洗い出して、今後20年間にふさわしい行財政の在り方、これに対する問題意識を持って取り組んでいただくことを決算の中では求めたところでありますけれども、本予算におきまして、

そうした行財政改革の意識がどこまであるのか、私は疑問に思わざるを得ません。

以上の理由から、私はこの令和7年度一般会計予算に反対いたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

7番、吉村始議員。

吉村議員 ただいま議題となっております議第36号、令和7年度葛城市一般会計予算につきまして、私は、賛成の立場で討論をいたします。

本予算案は、葛城市の未来に向けた投資、現状の市民生活の質を向上させる施策、そして、市民の声を反映した支援の充実が盛り込まれており、総合的に見てバランスの取れた内容であると評価しております。特に、私は次の3点を柱として、賛成の意を表したいと存じます。

第1に、将来への投資としての施策です。(仮称) 當麻複合施設整備事業は、市役所の庁舎機能、市民活動センター機能、図書館機能を一体化させ、既存の當麻文化会館を大規模改修して新たな複合施設として整備する計画であり、行政サービスの利便性向上や地域活動の活性化に資する意義ある事業です。多くの市民から期待の声が寄せられる一方で、バリアフリー対応などへの懸念の声も伺っております。原課におかれましては、これまで丁寧に対応されてきたことを評価しつつ、今後の設計においても、引き続き市民の多様な声を反映していただきたいと存じます。また、近鉄尺土駅前整備事業についても、令和7年度には葛下川に架かる橋と歩道との取り合いに関する工事が予定されており、まずはこの工程を着実に進めていただきたいと考えております。同時に、市民からは、全体の進捗が遅れているとの声も寄せられており、駅前整備全体の完成に向けて、今後更にスピード感を持って取り組んでいただきたいと要望いたします。加えて、耕作放棄地対策検討事業につきましても触れておきます。年々増加傾向にある耕作放棄地に対し、抜本的な対策を講じるため、新たな組織体の立ち上げも視野に検討を行うというものであり、将来の葛城市の健全なまちづくりに資する取組として評価いたします。

第2に、現状の施設を市民の快適性向上のために改善する施策であります。新庄庁舎のトイレ改修やエレベーターの更新、火葬場待合室のトイレ改修事業など、既存施設の整備、改善により、市民が日常的に利用する空間の利便性、快適性を高める取組が進められていることは意義深いものであります。また、令和7年度予算で初めて、尺土駅の東西にある2か所の踏切道内に、視覚障がい者の方のために誘導ブロックを設置し、安全性の向上を図ります。これらは市民の暮らしに直結する施策であり、地に足のついた予算配分であると評価いたします。

第3に、市民の声を反映した支援の充実です。アピアランスケア支援事業では、がん治療に伴う外見の変化に対し、医療用ウィッグや乳房補整具の購入費を一部助成する内容が盛り込まれております。私は、これまで複数の市民からの要望を受けて、2度にわたり一般質問を行ってまいりました。この取組が多くの方に喜ばれるものであることを実感しており、高く評価するものであります。また、不妊治療費助成事業についても、従来的一般不妊治療費助成に加え、生殖補助医療への助成が拡充されることとなっております。経済的理由で治療を断念せざるを得なかった方々にとって、大きな支えとなるものであり、これも意義深い制

度拡充であると受け止めております。

ところで、複数の市民からの声を頂戴していることもありまして、ここで一言申し上げなければなりません。それは市長のSNSによる情報発信であります。市のご答弁では、法的には問題がないということでございました。しかし、多くの方が問題と考えられているのは、市民感情の問題であります。また、市長の公私混同との誤解を招かないかということでもあります。市長におかれましては、このような声が届いていますことを重く受け止めていただきたいと思います。

最後に、総括質疑でも申し上げましたが、市域の面積がさほど大きくない葛城市にとって、近隣自治体との連携は今後ますます重要となってまいります。市長も同様の認識をお持ちであることが確認できましたので、今後も広域的な連携を積極的に推進していただくことを強く要望いたします。以上の理由から、令和7年度葛城市一般会計予算案は、将来への投資、現状の改善、そして市民の声に応える施策が盛り込まれているものと評価し、賛成いたします。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

反対の方はいらっしゃいますか。賛成でいいですか。

では、先にこちら。

4番、坂本剛司議員。

坂本議員 私は、議第36号、令和7年度葛城市一般会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

この令和7年度一般会計予算は、市民に大変気配りされた予算で、特に、(仮称) 當麻複合施設整備事業、そして、(仮称) 當麻複合施設周辺エリア活用事業と、當麻地区にお住まいの方には重要な事業が入っております。當麻地区の活性化には大変必要な予算となっております。また、しあわせの森公園の芝桜まつり、市内体育館の空調整備、耕作放棄地対策、大阪・関西万博SUMO EXPO観光PRなど、市民に大変必要な予算となっております。

なお、おひさま堆肥事業につきましては、大字寺口の合意は得られておるとのことですが、近隣地域の合意を得られることを要望しておきますのと、今後要望があれば、バーベキュー施設の設置を考えていただくことをお願いしておきます。

以上をもちまして、私の賛成討論といたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

2番、横井晶行議員。

横井議員 2番、横井です。議第36号、令和7年度葛城市一般会計予算の議決について、今、言っているわけなのですが、私は当然賛成です。

今、3月の下旬で、この時期に、もし一般会計予算を全てアウトにした場合、この波及は痛烈なものが発生します。市民生活の安定化を思うならば、今、賛成するしかないと思います。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

14番、藤井本議員。

藤井本議員 予算特別委員会の委員長として報告して討論するというのも、あまりないケースで、それだけ、委員会の中でも、委員長を代わってもらって発言をしましたけども、先ほどもありましたけど、おひさま堆肥の件、これだけはやっぱり伝えておかないといけないというふうに思います。

おひさま堆肥事業というのも非常に大切な事業、これから市として本当に進めていかなければならない事業だというのは重々分かっています。それが、高田バイパスの高架下でやられていた、これが契約期限が切れるので、どっかに移さなあかん。いろんなところを模索したけども、どこもないでしたと。どこもなかったのも、山麓公園の多目的広場のバーベキュー広場に持っていくと。一生懸命やられたという跡は、私はそれはそれで理解はいたします。しかし、ここで、地域、いわゆる、実際のとおりで、あそこは寺口になりますから、寺口の方にも了解を得られたと。この了解得るいうのもすぐ得られるのと違って、それなりの期間がかかったということもお聞きしておるところでございますけども、この地域の周辺地域、3か大字、4か大字、山麓公園の前の地域は、非常に市に対する協力というものの理解、市のためにということで、非常に協力度の高い地域であろうかと思っています。だから、もう約40年になるんですか、火葬場というのも、旧新庄町時代に出来上がっています。私もその時のこと、私も環境から、そこで苦労された方々というのを見てきたわけですけども、この地域の方々が本当に市に協力しようというものがなかったらできないでしょう、こういう施設というのは。ここをまず頭に、原点に置いていただきたいというふうに思います。地域の方々が理解をして施設、いわゆる火葬場並びに墓地というものができたわけですね。その代わり、その前で、子どもたちにも遊んでもらおう、また花を公園として楽しんでもらおうということで、そういうことで、何遍も申し上げますけども、かなり前にできているわけです。しかし、そのことを知っている人というのは、地域の方も含めて、皆さん方も含めて少ないと思います。いま一度原点に立ち返ってもらって、ああいう施設、あの施設を造ろうと思ったときの苦労というのは物すごいというのだけは絶対に忘れないでいただきたい。そこで、周りの、その周辺で、市民の方、また、市内外の方に楽しんでもらう施設というところにバーベキュー広場というのを当時造られたわけですよ。これがコロナの時代に休館をしていたと。これはこれでコロナの時代だからあまり人が寄らないほうがいいということで休館をしていたというのは理解をしています。市内、また、市内外においても、多くの方が再開を待ち望んでいるという声も、私はこの前に発言した中で、聞かせてもいただいております。ぜひとも再開を待ち望んでいる人という声、私は今回の議論の中でなかったと思います。社会教育センターの周辺にバーベキュー広場らしきものがあって、ということはそこに造っていいこうという構想のようなものは、お話をいただきましたけども、それはそれとして、もしそうやって進めていくのであれば、同時に計画をしていかなあかんと思います。いろいろ、私が声を大きくして今回申し上げさせていただきました。ちゃんと分かってくれよというこ

とで、その中で、肥料を使って、堆肥を使って、お花畑にするということですが、このところは、私は思いとして伝えておきます。私らの先輩というのもたくさんあそこで眠っておられます。だからお花畑にするのであれば、きれいにあの地域というものをしあげないと、その当時の約束、書いたものとかそういうものはないですけども、その当時の気持ちということを決して忘れることなく、これから事業を進めていっていただきたいというふうに思っております。移転しなければならないということで、その費用については認めて、賛成をさせていただいていますけども、私はやり方というものは不十分であったというふうに認識をしておりますので、今後、どこまで分かっていただけるかどうか分からないですけども、そういうことを思った上で進めていただくことをお願いして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

奥本議長 11番、川村優子議員。

川村議員 私は議第36号、令和7年度一般会計予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の予算編成は阿古市政3期目就任初年度の事業の取組予算となっています。葛城市市制20周年事業、また関西万博の年に当たり、その記念、また観光PR事業は、記念すべき事業として成功することを願っております。また、最も大きな事業として、當麻複合施設整備事業、また周辺の計画につきましても、今年からの進捗を注視してまいりたいと思っております。また、市民の生活において安全安心な取組として、防犯カメラの設置、また防災事業として、長寿命化改修や避難所の整備事業、またトイレカーの整備など、防災環境の充実に向けた取組に期待をするところでございます。しかしながら、いきいきセンターの駐車場の整備につきましても、災害の受援体制を充実させるという意味でもあるということですが、高田川の越水の危険性など、調査がまず課題であるということでございます。十分な調査をして執行されることを希望させていただきます。そして、また、農業を取り巻く環境は非常に厳しく、耕作放棄地や耕作放棄地対策事業、ようやく取り組んでいただける第一歩を踏み出していただいたという思いでございます。市民の健康増進に向けても、様々な対策の中から、今回、高齢者带状疱疹ワクチンの接種事業、アピアランスケア支援事業、また、不妊治療費の助成なども進めていただいく予算づけになりました。市民の反響は大きいものと思います。観光事業におきましても、西の山の辺の道事業は、他市との連携がまだ希薄であるということで、市長の事業進捗、本格的にその本気度というものを示していただきたいことを願っております。

このような新規事業とともに、これまで継続的に進めてきていただいた事業の内容につきましても、市民目線に立ち返り、改めて事業の検証も行っていただきたいというふうに思います。その中でも、学童保育の環境整備は、他市も非常に頑張っておられます。葛城市は、保育料は安いですが、伸び伸びした環境を整備するという学童保育の環境を更に目指していただかなければならないというふうに思っております。そして、特にこども・若者サポートセンターの事業成果がここ数年、市民の不満になっていることでございます。市の事業自体が、1人の臨床心理士の研究の影響、また偏った考え方が主流となり、その臨床心理

士に丸投げ状態というような運営になっていないか。また、個々が求める多様な相談体制の在り方について、行政機関として市の職員の責務がどれほど機能しているかということ、多くの市民から意に沿わない相談体制であることを聞き及んでおります。ぜひ実態調査を行っていただきたいことを私も強く要望いたしまして、私の討論とさせていただきます。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

3 番、柴田三乃議員。

柴田議員 私は、議第36号、令和7年度葛城市一般会計予算の議決について、賛成の立場で討論いたします。

今回の予算は、過去最大の予算となっておりますが、特に（仮称）當麻複合施設の事業につきましては、いろいろな面で市民の方々が期待を持って注視されていると思います。着実に実行していこうという意気込みが感じられる予算となっていると私は思っております。市税も伸びていく中で、これからは葛城市独自の事業をどんどん考えていっていただきたいという期待を私自身は持っております。

今回、おひさま堆肥についての議論もあったかと思うんですけども、おひさま堆肥が山麓公園に移転することに関しましては、バーベキュー場がなくなるということに対しまして、当時の状況を鑑みてそれを惜しむ気持ちは大変よく分かるところでありますが、時代は変わっていったと思います。今、山麓には多くの耕作放棄地があり、かつそれが課題となっております。私はおひさま堆肥がその山麓に移転することによって、耕作放棄地の解決の一助になり、そこがまた、バーベキュー場とは違った人々が集まる場所にもなり得ると考えております。私はぜひ葛城市が、循環型社会を目指すまちになっていっていただきたいと強く思っております。それには、今、されているおひさま堆肥、それから耕作放棄地の解決が、そのいい見本になるのではないかというふうに考えています。ただ、違った場所でのバーベキュー場をぜひ設置していただきたいことを要望して、私の賛成討論とさせていただきます。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第36号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（押しボタンにより表決）

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第36、発議第1号、議第36号 令和7年度葛城市一般会計予算に対する附帯決

議を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 ただいま上程を賜りました発議第1号、議第36号 令和7年度葛城市一般会計予算に対する附帯決議について、提案理由の説明をさせていただきます。

先ほどの採決の結果、議第36号、令和7年度葛城市一般会計予算の議決については、可決となったところでありますが、3月18日に開催されました予算特別委員会の審査における（仮称）西の山の辺の道調査等業務委託料に関しての質疑の中で、市長からは、山麓地域のまちづくりに重点を置いた雄大な自然の中、山麓を歩く加守区から笛吹神社までの約5キロメートルの道の策定であるとの説明がございました。また、質疑への答弁は、広域連携についての言及はあったものの、まずは葛城市の中から進めていき、ほか3市にも呼びかけていきたいというような趣旨でございました。他市とは抱える事情も課題も違う中で、同時に広域連携は難しいという判断の下、本事業にかけるとの思いは一定の理解を示したところでございます。しかしながら、担当レベルにおいての意見交換を含めた会議は開かれたものの、ほか3市の首長と会って内容も伝えていないとの回答もあり、このままでは本市の単独事業になりかねないと危惧するところであることから、次のとおり附帯決議を提案いたします。

（仮称）西の山の辺の道事業に関して、以下の内容について善処を求める。

記。

1. 広域連携をなし得るための具体的な計画について議会に提示し、報告を行うこと。
2. 協議会設立を早期に行うこと。

なお、1の項目については、令和7年第2回定例会において議会に報告を行うこと。2の項目については、6か月ごとに進捗及び内容について報告を行うこと。

以上、決議する。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 委員会におきましても、質疑させていただきましたので、附帯決議について質問をさせていただきます。1点質問させていただきます。

広域連携を進めるために、近隣市町村と協議会をしっかりと持つようにということを進める附帯決議でありますけれども、この近隣市町村との関係をどうするかということについては、見通し等、どう考えておられるのか、これについて質問をしたいと思います。これは委員会でも質疑させていただいたところですので、答えられる範囲で結構ですので、お願いしたいと思います。

奥本議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時33分

再 開 午後3時45分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先ほどの質疑に対する回答を求めます。

14番、藤井本議員。

藤井本議員 先ほどの谷原議員の質疑についてですけれども、谷原議員も予算特別委員会に入っておられて、このことについては、同じ質疑をなされております。発議者からそれに対する答弁もいただいておりますので、そこを思い起こしていただきたいのと、それについて、私も先ほどの委員長報告の中で、述べさせていただきましたので、それが今の質疑に対する答弁ということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

奥本議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会提出の議案ですので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 私は、今、提案されました附帯決議に対して、反対の立場から討論いたします。

そもそも一般会計予算そのものに私が反対の立場を取っておりますので、附帯決議に賛成するというふうな立場ではありません。加えて、委員会でも申し上げましたけれども、私は道の駅かつらぎを広域事業として行うということ、今の段階でやるということに対しては反対の立場を取っております。ちなみに奈良県観光戦略課がホームページにも公開していますが、奈良県のウォーキングポータルサイトということで、歩く・ならということていろんなコースを紹介しております。そこには御所市さんでは、葛城古道等、紹介もあり、いろんな道を紹介されていますが、まず、私は葛城市が自らの道をきちっと確定して、さらには奈良県のこうしたポータルサイトにも、掲載できるほどの質の高さを持った、そうした道をつくられた後に、初めて御所市さんとかと共同して、この西の山の辺の道の、仮称ですけども、できるものと考えております。ちなみにネットでは、ウィキペディアなどを見ると御所市さんの葛城古道は、要は西の山の辺の道とも言われているというふうに出てきてるんですよ。だから、西の山の辺の道というのは御所市の葛城古道としてネットではウィキペディアなどで出てくるわけですから、葛城市がそこで音頭を取って、まだ葛城市が南北ルートがちゃんと出てない段階で広域化事業ということを求めるのは、私は大変そごが出てくるというふうに思っております。もちろん一般会計反対ですから、そこまで踏み込んで言うことはちょっと言い過ぎかも知れませんが、個人的には、私は、山の辺の道、山麓地域の歩く道、これを葛城市をきちっと整備していく。例えば奈良県のこういう、歩く・ならなどのポータルサイトにもきちっと掲載していただけるように整備していくというのは物すごく賛成してい

るんです。だけど、広域化ということがあると、かえって事業推進で問題が出てくるのではないかなと、それを懸念しておりますので、附帯決議をつけることについては私は反対です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

1 番、西川善浩議員。

西川議員 私は、発議第 1 号の附帯決議について、賛成の立場で討論させていただきます。

委員会で私が発議者で提案をさせていただいたものなので、賛成するのは当然なんですけども、今、これは阿古市長が、当初、4 年ぐらい前に、そのときに（仮称）西の山の辺の道道事業という形で、僕が 1 期目で入らせていただいた当初からその事業がありました。やはり、常々、この事業に対してのかける思いというのはだんだんと市長の中で膨れ上がってこられているのかなと。コロナ禍もあったりとか、いろいろ前向いてなかなか進みにくい事業にもなっていたのかなというところもありますし、一旦、看板の予算というところについても、時期尚早であるというところで修正もかけさせていただいたときもありました。ただ、何回か一般質問の中で、この事業についても触れさせていただいたところでもございます。そこで阿古市長の言葉から、山麓地域のまちづくりに寄与していく事業であるというところに、私は、その言葉についてはすごく感銘を受けたところでございました。やはり、今、出ている耕作放棄地、空き家、いろんな課題がある中で、そこをこの事業を通して、道とは言わずに、この事業を通して、そこが、その地域が、まちづくりに寄与して活性化していく 1 つの礎になる事業というところかなと思ったところなんです。ただ、掲げられたときにはやはり広域連携事業というところで、香芝市、葛城市、御所市、五條市までというところで、個々の道を通して山麓の活性化を願いたい、共に、観光もそうですし、いろんな課題をそこで解決をしていきたいというようなことやったと思います。葛城市からというところについて、この道については今回も出されています。ただやはりここを広域というところを、連携事業というところを、最初に阿古市長が掲げられたその思いをしっかりと大事にさせていただきたいということもあって、この附帯決議を出させていただいたというところでございます。

附帯については、先ほど委員長からもありましたけど、しっかりと広域に向けて、横の市同士が、この山麓地域のまちづくりを共に活性化させていけるようなことになればなというところで附帯決議を出させていただいて、今、賛成討論とさせていただいているところでございます。

以上、賛成討論になってるかどうか分かりませんが、賛成討論にさせていただきたいと思っております。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第 1 号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボ

タンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第37、議第37号から日程第44、議第44号までの8議案を一括議題といたします。本8議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

14番、藤井本浩議員。

藤井本予算特別委員長 ただいま上程されております議第37号から議第44号までの8議案について、予算特別委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

始めに、議第37号、令和7年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、一般会計への繰出金1億円について、今後の国保会計の安定についてどのように見通し、判断をされたのかという問いがあり、この1億円については、平成29年度に、令和6年度から保険料が県下統一されるという新しい制度に向けての移行期間への備えとして、法定外に繰り入れられたものであるが、備えとしての役割を終えたため、一般会計に繰り出し、国保被保険者だけでなく、広く市民のために活用できるようにと考えている。備えとしての役割を終えたと判断する理由としては、1つ目は、基金を繰り入れることなく、保健事業が運営できたこと、2つ目は、令和6年度の決算見込みで、単年度の収支がプラス約750万円、収支全体ではプラスの1,670万円を見込めること、3つ目としては、令和6年度の当初予算では約4,000万円の基金繰入れを必要とするものであったが、令和7年度当初予算では、事業に対しての基金繰入れは不要となったためであるとの答弁がございました。

この答弁を受け、委員からは、令和6年度当初予算では、基金繰入れは不要となったということであるが、どのような環境の変化があったのかとの問いがあり、納付金の補正制度の導入、また、県による抑制措置により、納付金は市の実態に即したものとなってきている。これにより生じる余剰金は翌年度以降、財政調整基金に積み立てることが可能であり、今後も安定した運営を担っていけると考えているとの答弁がございました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第38号、令和7年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、3款2項1目のアクティブシニアフィットネス事業委託料に関して、非常に盛況であり、応募数が多く、抽せん漏れも出てきているとのことだが、教室を増やす予定などはあるのかという問いがあり、アクティブシニアフィットネスは、令和6年度は、2クールだったが、令和7年度は3クール行う予定であり、参加者は増えることになる。また、参加者を対象に現在アクティブサポーター養成講座を行っており、6名が受講されている。この

講座を受講された修了者の方に、アクティブサポーターとして、いきいきセンター1階で自主的な運動教室を立ち上げていただく予定で、アクティブフィットネスに参加したことがある方を対象にぜひ参加してもらおうと考えているという答弁がありました。

また、ほかの委員からは、第9期介護保険事業計画では、基金を取り崩して介護保険料を抑える取組をいただいているが、令和6年度末時点の基金の見込額はという問いがあり、計画では3億3,000万円の基金を取り崩して基金残高を約1億5,000万円にし、保険料負担の抑制を図ることになっており、令和6年度のサービス給付費は計画値の約98%を見込んでいるので、計画どおり約1億円の基金を取り崩し、残高は約3億8,000万円となる予定であるという答弁がありました。

この答弁を受け、計画どおりになるかどうか、経過を注視していきたいという意見がございました。

賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第39号、令和7年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、学校給食センター調理・配送業務委託料について、幾つかの業務委託があると思うが、その内容はどういう問いがあり、調理・配送業務委託の内容は、給食日数が年間最大190日で最大4,200食の副食3品目の調理、食材の検収、アレルギー対応食の調理、食器などの洗浄、消毒、点検、施設の清掃及び日常点検、給食の配送回収業務となっているという答弁がありました。

さらに、米飯の炊飯については、どこの費目に入っているのかという問いがあり、米飯については原材料費に計上しているという答弁がございました。

その答弁を受け、先日発生した米飯の搬入業者の工場内での事故についての質疑、答弁の後、食品安全衛生基準が非常に大事である。食品衛生会社にとっては、従業員の安全・衛生意識や労使の良好な関係を含め、食品安全衛生基準に記載してある食品安全衛生基準を遵守している業者でないと、安全性が担保できない。そのようなことから、どのような食品安全衛生管理をやっておられたのか確認していただきたいという要望がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第40号、令和7年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてであります。質疑では、霊苑管理料について年々減少しているように見える。霊苑の利用者から3年ごとに料金をいただいていると理解しているが、徴収の件数はどの問いがあり、令和5年度が752件、令和6年度が267件、令和7年度が209件である。管理料については、3年ごとに徴収させていただいており、最初の昭和62年に利用を申し込まれた方が一番多く、その徴収が3年に1回あるため、令和8年度が徴収の多い年になるという答弁がありました。

討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第41号、令和7年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてであります。

質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしま

した。

次に、議第42号、令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてであります。

質疑では、広域連合負担金について、連合によりいろいろな保険給付がされていると思うが、後期高齢者の医療費窓口負担割合の現状はとの問いがあり、令和4年10月から、一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担が2割となっており、被保険者全体の約20%である。また、現役並みの所得のある方については、3割を負担していただいております、令和7年2月末時点で386人となっているとの答弁がございました。

この答弁を受け、委員からは、後期高齢者が安心して医療を受けられるようにするためには、窓口の医療費負担を下げることが重要であり、もっと公費負担をすべきであるとの意見がございました。

反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第43号、令和7年度葛城市水道事業会計予算の議決についてであります。質疑では、収益的収支について、支出が収入を上回る赤字予算となっている。よって、給水原価と供給単価が逆転し、給水原価が約40円も上回っている。水道事業会計は、今まで非常に優秀な会計であったと思っていたが、なぜこのような予算となったのか。また、受水費については、奈良県水道企業団からの受水と自己水の比率について、令和7年度の見通しと令和6年度の見込み及び令和5年度実績はどのような推移となっているのかという問いがあり、赤字予算となった理由として、開発件数の減少などにより、新規給水戸数の増加が鈍化している上、現在、改定中の水道ビジョンの水需要予測においては、令和7年度有収水量について、令和6年度実績を下回ると予想されることから、営業収益が減少すると見込んでいる。また、支出については、新規水源調査委託料や3か年の継続業務である水道ビジョン改定委託料など、令和7年度のみに計上する予算に加え、令和7年度からは、奈良県水道企業団から受水費用や水質検査委託料の増加、その他、全体的な物価の上昇等により、水道事業費用全体の増加が原因と考えている。奈良県水道企業団から受水と自己水の比率については、令和7年度予算については、奈良県水道企業団から受水量を147立方メートルと見込んで32.25%、令和6年度の予算については34.96%、令和5年度実績においては31.56%となっているという答弁がございました。

この答弁を受け、収益的収支において約1億2,600万円の赤字予算となっているが、これについての会計上の補てん財源はという問いに対して、補てん財源については、利益剰余金から補てんする形になるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第44号、令和7年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてであります。

質疑では、ウォーターPPP導入可能性調査業務委託料について、どのような目的の調査なのかという問いがあり、ウォーターPPPとは、下水道分野での公共施設を対象とした新しい官民連携で、施設の所有権を自治体などに有したまま、施設の運営権を民間事業者に設

定する方式に移行することを目的として、原則10年間の長期契約で管理・更新を一体的にマネジメントする仕組みのことをいう。なお令和9年度から社会資本整備総合交付金による污水管改築の交付金を受け取る要件となることから、令和7年度より、下水道事業に関する調査などでは、導入に向けた可能性を調査するとともに、課題事項や解決方法など、効率的な手法を検討していきたいという答弁がございました。

この答弁を受け、この業務は調査委託ということだが、業者はどのように選定する予定かという問いがあり、業者選定についてはプロポーザル方式で選定する予定であるという答弁がございました。

ウォーターPPPについて、令和9年度から国の交付金を受けるための要件となっているとのことだが、施設の財産は自治体に、運営権は民間に設定するコンセッション方式にはいろんな意見がある。多様な意見がある中で、国が交付金を受ける要件としたことについてはいかがなものかと考えるという意見がございました。

反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、これ以外にも、各委員から活発な質疑がなされ、意見、要望等も出されたことを申し添えます。

以上でございます。

奥本議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第37、議第37号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第37号、令和7年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について反対の立場から討論いたします。

本予算案は、国民健康保険税の上限を2万円引き上げることを前提とした予算となっております。また、国民健康保険特別会計の財政調整基金から1億円を一般会計に繰り出す内容となっております。

反対の理由について述べます。

まず第1に、国民健康保険税の上限を2万円引き上げることを前提としていることであります。この点につきましては、先ほどの条例改正のところで反対理由を述べましたので、ここではもう述べません。ただ、この一般会計予算におきましては、やはり子どもの均等割に対する補助の前進がありません。これは令和4年4月に国の補助金を得て、未就学児については、半額、均等割が免除されております。しかし、既に3年目を迎えようとしております。

ほかの市町村では、子どもの均等割を免除して子育て世帯を支援するということが行われています。こうしたことが予算には盛り込まれておりません。

また、令和7年度の葛城市国民健康保険特別会計予算では、一般会計のほうに福祉振興基金に積み立てるとして、財政調整基金から1億円を取り崩すことになっております。問題は、この積み立てには具体的に差し迫った事業目的がない中で、1億円積み立てるということであります。国民健康保険特別会計における財政調整基金の役割は、国保税の徴収率の変動や、あるいはインフルエンザの流行などによる医療給付費の増加などによって葛城市国民健康保険特別会計が赤字になったとしても、奈良県国民健康保険特別会計への納付金が滞らないようにするために備えて積み立てられてきたものであります。国民健康保険特別会計が赤字になったとしても、一般会計から繰り入れることはもうできません。このことは、奈良県国民健康保険県単位化の中で禁止されるということになったわけであります。そのために、あえて葛城市の場合、財政調整基金がありませんでしたから、国民健康保険会計に一般会計から1億円繰り入れて、財政安定化を図ってきたものであります。委員会での質疑の中で説明がありましたけれども、昨年度の国民健康保険特別会計の財政状況や、あるいは奈良県が給付の実態に合わせて、納付金の額を決定するということから、葛城市の国民健康保険会計に余裕ができてきたということが1つ大きな理由として挙げられました。しかし、まだこれは1年目です。私は、奈良県が統一保険税によって、葛城市のように医療給付水準が低いところでも統一保険税になる、こうした不公平を正すべきだということを繰り返し訴えてまいりましたけれども、実態に合わせて、葛城市の給付水準に合わせて納付金の額が下げられたら、確かに葛城市は財政にゆとりが出てくる、これは大変ありがたいことだと思っておりますけれども、この県の方針がそのまま継続されるのかどうか、まだまだ分かりませんし、私は二、三年様子を見て、段階的に一般会計に戻すのであれば戻すというふうにすべきではないかと思っています。これは、会計の安定性という観点から、私は慎重に事を運ぶべきではないかなと考えております。

更に付け加えて申し上げるならば、社会福祉振興基金を1億円積み立てるということでありますけれども、この支出目的につきましては、先ほどありましたような子どもの均等割、これについてしっかり補助していただくということであれば、私は有意義に使えるものだと思います。そのことはあえてご提案させていただいております。

以上述べましたように、本予算案につきましては、国民健康保険税の上限を引き上げるものを前提としており、また、当面すぐには必要としない社会福祉振興基金に1億円、国民健康保険特別会計の財政調整基金から繰り入れるということになっておりますので、私はこの予算に反対いたします。

以上です。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

7番、吉村始議員。

吉村議員 ただいま議題となっております議第37号、令和7年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論をいたします。

まず、国民健康保険制度の意義について申し上げます。ご承知のとおり、日本は国民皆保険制度を採用しておりまして、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入することが法律で定められております。これは病気やけがの際に、誰もが安心して医療を受けられる社会を実現するための仕組みであります。中でも国民健康保険は、自営業者やフリーランス、無職の方など、職場の健康保険に加入していない方々を支える重要な制度であります。国民健康保険は、最後のとりでとして、誰一人取り残さない医療の実現に向け、不可欠な役割を担っています。しかし、近年は、被保険者の減少や高齢化、医療費の増加など深刻な課題に直面しております。こうした中、平成30年度から国保の財政運営が市町村単位から県単位に移行し、令和6年度には県内での保険税水準の統一が完了いたしました。今後は、奈良県からの提示を受けて保険税率が決定されることとなりますが、過度な負担とならないよう、葛城市におかれましては、県と緊密に連携し、慎重に調整を図られることを強く望むものであります。

国民健康保険制度を取り巻く環境は、今後更に厳しさを増すと見込まれます。医療技術がますます高度化して医療費が高騰するほか、高齢化の進展や現役世代の減少、さらには、無職や低所得世帯の増加といった社会問題が重なっているからであります。こうした社会問題の背景には、非正規雇用が拡大するなど、雇用形態が多様化したことにより、賃金の上昇が抑制され、停滞し、家計の可処分所得が圧迫されて、生活水準の維持が困難な状況が続いていること、さらには、バブル崩壊後の長期不況によって生じた就職氷河期世代への十分な支援が欠如していることといった構造的な課題があると私は考えております。このような状況の中で、保険税の引上げが議論されている背景には、制度を維持して、未来につないでいくための苦渋の選択があることも理解しなければなりません。葛城市の被保険者が今後も安心して必要な医療を受けられるよう、奈良県との連携を一層深め、財政の健全化と制度の持続性の両立に向け、引き続きご尽力いただくことを強く要望し、私の賛成討論といたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第37号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

日程第38、議第38号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第38号、令和7年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論いたします。

本予算案は葛城市第9期介護保険事業計画の2年目の予算となります。国は介護保険の負担を公費5割、国民5割としております。団塊の世代が後期高齢者になるに従って、介護サービス給付費が増加し、介護保険料負担が大きくなってきております。他方、介護サービス給付を抑えるための国の施策によって、介護事業者の倒産が増えております。公費負担割合を増やさない限り、介護保険を支払っても介護サービスを受けることができない人が増えることとなります。本予算案では、公費負担割合をこれまでどおり踏襲するものであり、賛成することはできません。

以上をもって反対討論とします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

7番、吉村始議員。

吉村議員 ただいま議題となっております議第38号、令和7年度葛城市介護保険特別会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論をいたします。

介護保険制度は平成12年度に施行され、令和6年度で25年目を迎えました。それ以前は、介護は主に家族が担い、特に女性に大きな負担がかかっておりました。そういった状況を改善するため、介護を家族の責任から社会全体で支える仕組みへと転換する目的で制度が創設され、今では国民生活に欠かせない重要な社会保障制度として定着しております。令和7年度は第9期介護保険事業計画の2年目に当たりますけれども、奈良県内では比較的低い本市の高齢化率も、28%を超えると見込まれております。今後ますます介護サービスの需要が高まることは確実であり、その中で、介護保険制度は本人の尊厳を守り、家族の負担を軽減し、地域社会全体で高齢者を支えていくために欠かすことのできない仕組みであると改めて認識しております。一方で、現役世代の減少、保険料の上昇、介護人材の不足といった課題も深刻化しており、制度の持続可能性が問われていることもまた事実であります。だからこそ、国、県、市町村が一体となり、限られた資源を有効に活用しながら、介護サービスの質の向上や、地域包括ケアの充実、さらには、介護予防自立支援の推進に取り組むことが強く求められております。

そうした中で、本予算に盛り込まれたアクティブシニアフィットネス事業は、介護予防の観点から非常に意義のある取組であります。私は予算委員会においてこの事業について質問を行いました。いきいきセンターの2階で実施されているこの教室は、スポーツ事業者に委託し、60歳以上の方を対象とした一般介護予防事業として、令和6年9月より開始されております。1期当たり約3か月で構成されており、令和6年度の9月期生は定員225名に対して282名、1月期は329名の応募があり、いずれも抽せんとなる盛況ぶりでありました。初回参加者を優先する抽せん制度の下、新規申込者は全員いずれかのクラスに参加できたとのことで、多くの市民にとって、身近な健康増進の場となっていることがうかがえます。また、アクティブサポーター養成講座が設けられ、修了者が自主的な運動教室を立ち上げる準備も進められているということでございます。参加者の継続的な運動機会の確保に向けたこの取

組により、健康寿命の延伸にも大いに期待が持てると感じております。市民にとって介護の問題は誰もが避けて通れない極めて切実な課題であります。葛城市におかれましても、地域に根差した介護サービス体制の整備、介護人材の確保、育成、そして高齢者の社会参加や生きがいの促進など、持続可能な介護環境の構築に向け、今後も一層ご尽力いただきますようお願いをいたします。

以上をもちまして、私の本予算案に賛成する討論といたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第38号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

日程第39、議第39号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 ごめんなさい。

奥本議長 なしでいいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第39号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

日程第40、議第40号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第40号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第41、議第41号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第41号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

日程第42、議第42号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第42号、令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療保険制度の発足当初と比べて、後期高齢者の医療窓口負担は大きく引き上げられてきております。1割から2割負担、さらには、3割負担を強いられる方も出てきております。高齢者が安心して老後を過ごすことが医療の面において困難になってきております。受診を抑えざるを得ない、そうした方々も出てきております。このことは、根本的には、医療費の増大を被保険者の負担によって賄うという考えがあろうかと思えます。私は、公費負担をしっかりと行うことが重要だと考えております。このことについては、消費税を導入するときに大きな議論がありました。本来、直間比率の是正ということで消費税の導入が行われたわけですが、国民を納得させるために、社会保障費の増大に備えて消費税を導入するという理屈を、当時の財務省が言ったわけであります。そのときの議論で2つの議論がありました。1つは消費税によって賄うという考え方。もう一つは、経済成長によって国民の社会的総生産を引き上げる。そのことによって全体の社会保障費を賄う国家予算にしていくと、つまり、経済成長による社会保障費手当て論であります。

実際、30年たちました。どうなりましたでしょうか。日本は全く経済成長のしない、世界でも珍しい国であります。先進国で唯一日本だけが経済成長せず、実質賃金が続いていきます。その中で、今なお世代間対立の中で、社会保障費の負担をどこに持っていくか、まさに限られた資源をまさに押しつけ合うような、そうした議論が横行しております。私は貧すれば鈍する国になったなあと思っております。経済成長を図るならば、国家予算増大の中で、社会保障費の予算を賄う国づくりができたはずなんです。消費税の問題、今、国民の中でも疑問が広がっております。私は政治が転換すべき時期が来てると思えます。これ以上日本がこの状態を続けるならば、高齢者の方は、本当に生活もできない、高齢者の医療費保険

の中から子育て支援金まで出そうということが計画されている、こんな時代になっている。これではとても社会保障の手厚い国づくりはできません。私は、改めて経済政策も含めて、国が根本的に考え直す時期に来ていると思います。

あえて今回の予算議決についてちょっと大きいことを言わせていただきましたけれども、私は世代間対立、本当に日本では、大変なことになってきているということを心を痛めております。みんなが幸せになるというのは、全体に経済成長できる、まさに社会的生産力を上げていく、このことにもっと力を注ぐべきであるということをお伝えしまして、反対の意見いたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

11番、川村優子議員。

川村議員 私は、令和7年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、平成20年施行の高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、将来にわたり持続可能な保険制度とするため、新たな医療制度として創設されました。奈良県内市町村で構成する奈良県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、奈良県全域の医療水準に対応した保険料を定め、給付を行っている、すなわち県下統一の保険制度ということになります。

令和7年度予算は、歳入歳出総額7億870万円となっており、前年度比3,130万円の増額となっております。被保険者の増加により、広域連合納付金の支出が増えたのが要因であると思います。被保険者が、医療費が増加し、高齢化が進み、財政運営も厳しくなると想定される中、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度となるために、十分勘案し編成された予算であると認めます。今後とも、後期高齢者医療広域連合との連携を密にして、保健事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組み、より一層安定した高齢者医療制度の構築に向けて努力されることを望み、賛成討論とさせていただきます。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第42号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

日程第43、議第43号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第43号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

日程第44、議第44号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 議第44号、令和7年度葛城市下水道事業会計予算の議決について、反対の立場から討論いたします。

本予算案には、ウォーターP P P導入可能性調査業務委託料2,311万4,000円が計上されております。政府は令和9年度から地方自治体の下水道事業に補助金を交付する際の条件として、ウォーターP P Pの導入可能性について調査することを義務づけました。そのため、国の交付金を得るために、本予算にウォーターP P P導入可能性調査業務委託料を計上しております。やむを得ない計上ということでありましょう。しかしながら、私自身は、ウォーターP P Pそのものに反対であります。P P Pとは、パブリックプライベートパートナーシップの略で官民連携と訳されております。民間委託や指定管理者制度も広い意味でのP P Pとなりますけれども、ウォーターP P Pの場合、コンセッション方式によるP P Pを想定しております。指定管理者制度では公共施設そのものを改変することを指定管理者が自由に行うことはできません。しかし、コンセッション方式の場合、運営権を任された民間事業者は、上下水道施設の設置、更新の権限まで与えられることになります。上下水道は住民にとっては命に関わる重要なインフラであります。さらに、地域独占企業体でもあります。これまで公営企業がその管理運営を行い、議会の監視の下にあって、公共の目的を果たしてきました。ところが、その運営権を民間事業者に委ねるのがウォーターP P Pであります。重要なインフラを、利潤を目的とした営利企業に委ねることの弊害が大きく、世界を見渡せばウォーターP P Pを導入した国々や都市において、大きな代償を払って再公営化が行われてきております。日本でも、水道法の改正によって、市町村事業であった水道事業を都道府県主導で広域化し、さらには、P P Pの導入を可能にするという水道事業法の改正がありました。政府はウォーターP P Pの導入を盛んに推奨しておりますけれども、導入する都道府県は現在宮城県だけにとどまっております。奈良県におきましても、水道広域企業団設立の準備段階で、将来はP P PやP F Iの導入を検討するというふうにしておりましたけれども、設立に当たっての方針では、当面P P Pの導入は行わないということを明らかにしました。中核都市では、浜松市が上下水道をウォーターP P Pによって実施する方針を固めて、まず、下水道事業を、フランスのウォーターメジャーであるヴェオリア社に運営権を与えましたが、実際に

その実行がされてみて、地域経済団体が上水道へのＰＰＰ実施に反対するということになりました。結果として、下水道にはＰＰＰが導入されましたが、上水道にはＰＰＰは導入されておられません。なぜなら、上下水道事業は、施設の更新のために毎年多額の公共投資を行ってきております。その事業の受注は、地域の民間事業者が入札などを通じて請け負ってきているわけであります。ところがウォーターＰＰＰの導入によりますと、施設などの設備投資はヴェオリア社を中心とした複合企業体が全てを行って、地域の民間事業者が排除されるということが、浜松市で起きたわけであります。そのために、下水道ＰＰＰでそうしたことが起きたから、上水道へのＰＰＰがストップすると、こんなことが浜松市では見られております。なかなかウォーターＰＰＰの導入が進まない。そのために政府がやり始めたことがこの交付金へのひもづけであります。ひどい話であります。ウォーターＰＰＰ導入可能性調査を義務づけて、この交付金を申請させようというわけであります。

私は、もう一つの理由として、この予算が無駄な予算になると考えるからであります。ウォーターＰＰＰの導入が想定されているのは、都道府県あるいは中核都市のように、利用人口が大きな単位であります。そうでなければ、ウォーターＰＰＰの効果が出ないからであります。民間事業者にもメリットが生まれないからであります。葛城市のように、人口が４万人に満たない地方都市の下水道を、コンセッション方式のＰＰＰをやるという民間事業者がいると考えられません。導入可能性調査の結論は見ており、その調査に２,０００万円を超える予算をつけるのは、私は無駄遣いであると考えます。地方自治体は全国で１,７００か所以上あります。そうした自治体に、こうしたことを国が条件づける、私はおかしい政治になったなと思います。私は、特定の分野の事業者をもうけさせるだけの、こうした調査委託になるのではないかと懸念しております。

以上の理由から、私は、葛城市としては、やむを得なく合意した予算を計上せざるを得ないわけですが、そうした環境にあること自身が、私には賛成することはできません。

以上をもって、この予算案については、反対いたします。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

１番、西川善浩議員。

西川議員 私は、議第４４号、令和７年度葛城市下水道事業会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

今般、委託料の中にウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務委託料が計上されておりますが、これはあくまで国からの調査事項の要望であると伺っております。国の方針を決定していく中で、協力をしていくのは葛城市の将来の下水道事業を考える中でも必要であると思います。国から交付金を受ける条件でもございますので、自治体がそれに倣うことは適当であると考えております。将来的に下水道事業を官民連携で進めていくのかということについては、その後の議論になると考えるところでございます。

また、ほかの予算については、下水道維持修繕工事費や環境整備事業等の工事費など、令和７年度の本市の下水道事業を進めていくのに必要な経費が計上されていると認めておりますので、本予算については、賛成とさせていただきます。

奥本議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第44号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

奥本議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

ここで連絡事項です。あらかじめ本日の会議時間は議事の都合により延長します。

続いて日程第45、発議第2号、学校給食費の無償化を国に求める意見書を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

5番、杉本訓規議員。

杉本議員 ただいま上程を賜りました発議第2号、学校給食費の無償化を国に求める意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

学校給食は、学校給食法第1条において、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を果たすものであるとされており、子どもたちの成長にとって大切な要素であります。また、同法第11条において、学校給食費は保護者の負担と定められております。近年、国際情勢等を背景とした物価高騰が長期化し、市民生活が逼迫する中、子育て世帯の教育費負担は、学校給食費だけではなく、教材費、学用品、制服、修学旅行の費用等、多岐にわたっており、保護者の大きな負担となっております。こうした中、子どもの貧困対策はもとより、子育て支援や少子化対策として、学校給食費を全額補償または一部補助する市町村が増えてきておりますが、学校給食費の無償化は、人件費や高騰する材料費及び燃料費などによって、市町村財政を圧迫するなどの懸念があり、実施に踏みきれない市町村も少なくはなく、財政力の差により自治体間格差が生じている実態もございます。本来、公教育の機会均等の立場から、居住する地域によって教育負担の格差が生じないように努め、給食の無償化を全国の義務教育諸学校で実現することは、国の責務であると考えております。先日、石破首相から2026年度以降の早い時期での学校給食費の無償化が表明されたところでございますけれども、我が国の未来を切り開く子どもたちの健やかな成長を保障するために、保護者負担を定める学校給食法の見直しを行い、財源確保も含めて、国の責任において、全ての市町村が学校給食費の無償化を早期に、そして確実に実施できるように強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。説明は以上でございます。

議員皆様のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

奥本議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第2号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第46、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様方には6日の開会以来、慎重にご審議をいただき、また、格段のご協力によりまして、本日まで円滑に議会運営が進められましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、この3月を最後に退職される職員におかれましては、長年にわたり、それぞれの職務に精励され、本当にご苦労さまでした。葛城市政発展にご尽力いただきましたことを心から感謝申し上げ、深く敬意を表します。

これをもちまして本定例会を閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受け止められ、令和7年度の葛城市政の執行に当たられ、本市の更なる発展のため、創意工夫を凝らし、諸施策の実現に向け、引き続き全力を挙げて取り組んでいただきますことを要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

最後に、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月6日に開会されました令和7年第1回葛城市議会定例会が、22日間の全日程を終えさせていただき、本日をもちまして閉会の運びとなりました。議員の皆様方には、長期間にわたりまして、新年度予算案をはじめ、ご提案申し上げました各案件について慎重なご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、議員一丸となって、葛城市の更なる発展のため鋭意努力をしまいる覚悟でございます。議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(発言する者あり)

奥本議長 市長、訂正されますか。

阿古市長。

阿古市長 改めまして、一部訂正をさせていただきたいところがございます。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などを真摯に受け止め、職員一丸となって葛城市の更なる発展のため、鋭意努力してまいる覚悟でございます。

どうも職員と議員を間違えたみたいでございますので、訂正させていただきます。ありがとうございます。

奥本議長 以上で令和7年第1回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後4時51分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 奥 本 佳 史

議 会 副 議 長 西 川 善 浩

署 名 議 員 坂 本 剛 司

署 名 議 員 杉 本 訓 規